

植民地(征服／防衛)戦争の視点から見た 朝鮮三・一独立運動

愼 蒼 宇

はじめに

- 1 朝鮮半島における三・一独立運動の展開とその様相
- 2 日本政府・総督府・日本軍の弾圧方針——その一貫性と変化
- 3 「軍事的措置」の実態とその再検証
おわりに——植民地戦争の中の朝鮮三・一独立運動

はじめに

朝鮮三・一独立運動の発生から今年で100年になる。朝鮮三・一独立運動の研究史については、前号「特集にあたって」を参照していただきたい。本稿が扱うのは支配政策史に相当する軍事史・民族運動弾圧史である。この領域の研究は、朴殷植の『韓国独立運動之血史』（1920年）を同時代的な嚆矢として、その後、みずず現代史資料25・26（朝鮮）に収録されている朝鮮軍、憲兵隊、警務局の日時報告や月間報告などに基づく姜徳相氏の研究⁽¹⁾や、韓国での独立運動史編纂など⁽²⁾の中でその大枠は整理されてきた。それに対し、1980年代以降は、弾圧事例対照表に基づく殺害正当化パターンの抽出⁽³⁾や日米側の資料を用いた研究⁽⁴⁾、朝鮮軍の視点からの研究⁽⁵⁾がある程度である。

本テーマとの関わりで重要な先行研究と言えるのが松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察』（校倉書房、2009年）であろう。本書は、激しい朝鮮ナショナリズム形成と対抗した治安維持機構

(1) 姜徳相「日本帝国主義の三・一運動弾圧政策に関して」『日本史研究』90、1967年4月。

(2) とりわけ『独立運動史』第2-3巻（3・1独立運動上・下）、独立運動史編纂委員会、釜山、1973年は重要である。日本軍・憲兵・警察・在朝日本人による弾圧については、『三・一運動50周年記念論集』（東亜日報社、ソウル、1969年）所収の尹炳奭「三・一運動に対する日本政府の政策」などが先駆的である。

(3) 原口由夫「三一運動弾圧事例の研究」『朝鮮史研究会論文集』23、1986年3月。

(4) 長田彰文「朝鮮三・一運動の展開と日本による鎮圧の実態について——日米の史料に依拠して」『上智史学』47、2002年11月。

(5) 朴廷鎬「近代日本における治安維持政策と国家防衛政策の扶間——朝鮮軍を中心に」『本郷法政紀要』14、2005年。戸部良一「朝鮮駐屯日本軍の実像——治安・防衛・帝国」、姜昌一「朝鮮侵略と支配の物理的基盤としての朝鮮軍」（ともに日韓歴史共同研究委員会『日韓歴史共同研究報告書第3分科篇下巻』2005年所収）。庵道由香「朝鮮に常設された第19師団と第20師団」坂本悠一編『地域のなかの軍隊7——植民地・帝国支配の最前線』吉川弘文館、2015年。

である警察機構の政治史的・制度的変化（1905～45年）と、警察による日常的支配の実態を究明したが、前者に関しては常に内地と朝鮮、軍隊と憲兵隊、警察、その他行政機構をめぐるせめぎあいの中で50年の歴史が把握されており、三・一運動に対する治安維持政策も、それに伴う警察機構の変化の歴史相の中に位置づけている。憲兵警察の三・一運動に対する対処も本書でほぼ重要な論点は論証されていると言っても過言ではない。ただし、本書は警察機構が中心であり、三・一運動の弾圧の実態そのものを再検証し、50年の歴史過程の中に置く作業はしていない。

さらに、近年の朝鮮史研究では、そもそも運動史研究や植民地支配の暴力・収奪に関する研究そのものが忌避されつつある。「支配と抵抗」をめぐる二項対立の図式が批判されて両者の統合過程が重視されるようになり、日本と植民地朝鮮とのあいだの対立・暴力よりも、両者の相互連関、共犯関係が重視されるようになったのである。

しかし、そのような研究状況には大きな問題がある。第一に、この間の三・一運動史の研究成果の蓄積に応じた弾圧史の進展が見られないということである。運動史では多様な主体・参加階層、地域史の発掘、民衆史・政治文化論的視座からの研究や、海外での民族解放運動との連鎖、ロシア革命や中国革命との深い関係の構築といった一国史を超える運動としての研究、さらには義兵戦争・愛国啓蒙運動、1910年代の運動からの連続面で捉えようとする視座まで、時間的にも空間的にも研究の視野は広がりを見せてきた。半世紀前に中塚明が「植民地の民族運動との対抗・矛盾のあり方が植民地支配の性格を特徴づける」という観点から朝鮮三・一独立運動を捉える視座を提示したように⁽⁶⁾、日本帝国主義の支配政策史と運動史は歴史研究の両輪である。運動史を後景に退ける形で展開される近年の「植民地近代」論の枠組みの政治史では、相互依存の支配—被支配関係か、あるいはその範疇での逸脱・葛藤しか、植民地期の支配—被支配関係を描けなくなるのは必然である。

筆者が注目してきたのは「植民地戦争」の視点である。近代日本史に植民地戦争という概念を最初に提起したのは大江志乃夫氏である⁽⁷⁾。しかし、大江の言う軍事的略取＝「植民地戦争」は「植民地征服戦争」（台湾での1915年までの抵抗運動の弾圧＋朝鮮での抗日義兵闘争の弾圧）で終息する範囲でのものであり、その後の朝鮮半島・中国・満州・シベリアでの革命干渉・朝鮮民族運動弾圧も含めた、時間的にも空間的にも広範な「植民地征服・防衛戦争」という視座は欠落している⁽⁸⁾。その点で、東学農民戦争、義兵戦争、三・一運動、シベリア戦争、間島虐殺と関東大震災の朝鮮人虐殺、満州抗日戦争を「戦争状態を伏流化させた植民地支配」「繰り返される弾圧と抵抗」と位置づけた姜徳相氏や⁽⁹⁾、「朝鮮から見ると日本との関係はけっして15年戦争ではなく、50年戦争なのであり、その間は継続した戦時、または準戦時だったのである」⁽¹⁰⁾とした宋連玉氏の指摘は重要である。筆者もこれまで同様の視座を提言しており、本稿も三・一独立運動に対する弾圧を「植民地（征服

(6) 中塚明「日本帝国主義と朝鮮——三・一運動と「文化政治」」『日本史研究』83, 1966年3月。同「朝鮮の民族運動と日本の朝鮮支配」『思想』537, 1969年3月。

(7) 大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」(『岩波講座近代日本と植民地2——帝国統治の構造』岩波書店, 1992年)。

(8) これは坂本悠一編前掲書も同じである。

(9) 姜徳相「繰り返された朝鮮の抵抗と日本軍の弾圧・虐殺」『前衛』2010年3月。

(10) 宋連玉「公娼制度から「慰安婦」制度への歴史的展開」金富子・宋連玉責任編集『「慰安婦」戦時性暴力の実態I——日本・台湾・朝鮮編』緑風出版, 2001年, 207頁。

／防衛)戦争」の観点から位置づけることを目的としている。

植民地戦争への視座は植民地支配責任のあり方とも深く関連する。東学農民戦争に対する日本軍の弾圧を研究した井上勝生氏が「組織的な捕虜の虐殺は日中戦争以降とみられてきましたが、再検討が必要です」と述べたように⁽¹¹⁾、植民地戦争の視座は民族運動への迫害の真相究明や責任を問う議論につながる。朝鮮三・一独立運動もそのような歴史的な文脈の中に位置づけうるものである。

以上の点を踏まえ、本稿では、朝鮮三・一独立運動を植民地征服・防衛戦争の中に位置づけるために、①弾圧政策の展開とその全体的・地域的特徴、②軍隊・憲兵警察による迫害の様相を、暴力発動の性格と主導層の意思決定過程に着目し、既存の史料(官憲側・朝鮮側双方)の再解釈をもとに再検証する。そのうえで、植民地戦争としての性格を浮き彫りにする。

1 朝鮮半島における三・一独立運動の展開とその様相

朝鮮半島での三・一独立運動のおおよその展開を素描すれば以下ようになる⁽¹²⁾。

①3月1日にソウルで民族代表33人は独立宣言書朗読後に自首し、パゴダ公園から群衆の独立万歳示威運動が拡大していった。ほかにも平壤・義州・鎮南浦・安州・宣川・元山で独立宣言書の朗読や独立万歳示威が行われた。

②3月上旬には運動は京畿道・黄海道・平安南北道・咸鏡南道都市に拡大するが、その主導層は天道教・キリスト教、学生(女学生も)であった。

③3月中旬になると運動は慶尚南北道を中心に朝鮮半島南部に拡大し、農民・労働者が蜂起の主体に、暴動も増大していった。3月下旬から4月になると上記②の傾向が強化され、4月以降、日本軍の弾圧がより苛酷になっていった。

④5月以降になると小規模で断続的なものとなり秘密結社による地下運動が中心となった。

⑤シベリア・沿海州などでは3～5月にかけて各地で万歳集会や独立宣言がなされ、間島では武装闘争が展開されていくようになった。

次に、運動の道別・時期別状況を見てみよう。次頁表1は「示威運動箇所・回数・死傷者数」について、1919年6月の総督府警務局統計と朴殷植『韓国独立運動之血史』とを対比したものである。ここではまず運動の規模を見てみると、後者によれば示威運動の延べ参加人員205万人(3～5月)にのぼる。示威回数の多さは、京畿道、慶尚南道、平安北道、黄海道・忠清南道の順である。東学農民戦争と義兵戦争の最激戦地であった全羅南北道が比較的少ないのも特徴的である。

次に全道における示威運動の日別回数(全道合計)次頁図1を見てみると、3月4～10日にかけて最初の盛り上がりがあり、これは上記の①②に相当する。そして、運動のピークは3月下旬～4月上旬にかけてである。これが上記の③④に相当する。運動の弾圧をめぐる総督府・軍隊・憲兵・

(11) 『朝日新聞』2019年1月17日夕刊。

(12) なお、この部分については、全体像については前掲『独立運動史』(第2-3巻)、朴慶植『朝鮮三・一独立運動』(平凡社、1976年)を、地方史、民衆史、社会史的研究を踏まえたものとして金鎮鳳『三・一運動史研究』(国学資料院、ソウル、2000年)、趙景達『朝鮮民衆運動の展開』(岩波書店、2002年)、イ・ジョンウン『3・1独立運動の地方示威に関する研究』(国学資料院、ソウル、2009年)を参照した。

表1 示威運動箇所・回数・死傷一覧

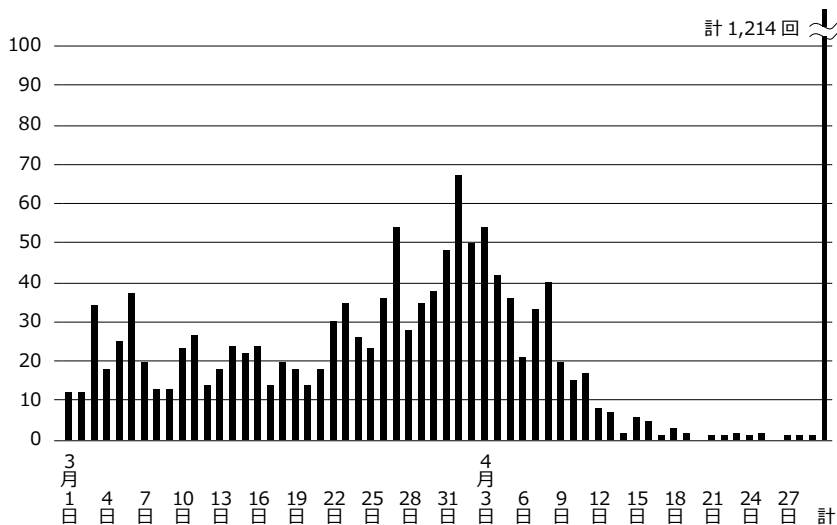
総督府警務局統計「騒擾箇所及死傷一覧表」と朴殷植『韓国独立運動之血史』（*）の対照表

| 道名 | 箇所数 | 回数 | 官憲側 | | 普通民 | | 暴民 | | 官公衙 その他の 被害 | *被囚 人員 | *会集人員 | *死亡 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------|-------------------|-----------|-----------|-------------------|
| | | | 死亡 | 傷 | 死亡 | 傷 | 死亡 | 傷 | | | | |
| 京畿道 | 143 | 225 | 2 | 22 | | 3 | 72 | 240 | 55 | 4,680 | 665,900 | 1,472 |
| 忠清北道 | 31 | 37 | | 20 | | | 28 | 50 | 18 | 5,233 | 120,850 | 590 |
| 忠清南道 | 56 | 65 | | 8 | | 4 | 39 | 121 | 11 | 2,900 | 294,800 | 384 |
| 全羅北道 | 11 | 12 | | | | | 10 | 17 | 3 | | | |
| 全羅南道 | 10 | 14 | | | | | 0 | 4 | | | | |
| 慶尚北道 | 27 | 30 | | 13 | | 3 | 25 | 69 | 12 | 10,085 | 154,498 | 2,470 |
| 慶尚南道 | 68 | 101 | | 18 | 1 | 3 | 50 | 136 | 12 | 4,218 | 92,670 | 238 |
| 黄海道 | 81 | 81 | | 30 | | 3 | 36 | 79 | 17 | 11,610 | 511,770 | 2,042 |
| 平安南道 | 36 | 40 | 6 | 8 | | 2 | 124 | 166 | 8 | 1,360 | 99,450 | 144 |
| 平安北道 | 59 | 94 | | 18 | | 2 | 107 | 349 | 10 | 6,215 | 57,850 | 135 |
| 江原道 | 32 | 41 | | 7 | | 4 | 23 | 43 | 9 | | | |
| 咸鏡南道 | 43 | 60 | | 9 | | 4 | 27 | 94 | 4 | | | |
| 咸鏡北道 | 21 | 24 | | 5 | | | 12 | 41 | 0 | | | |
| 計 | 618 | 847 | 8 | 158 | 1 | 28 | 553 | 1,409 | 159 | 46,306 | 2,046,488 | 7,509 (間島・樺太含) |

備考：官憲側死傷は憲兵、警察官、軍隊及びその他の官公吏側の者を計上。その内訳は憲兵（死亡6、傷91）、警察官（死亡2、傷61）、軍隊（傷4）、その他官公吏（傷2）。少数人員で単に万歳を高唱した者、憲兵警察官の所在地外で騒擾した者で後日発見した者は計上していない。同日同一箇所でも2回以上騒擾したものは1回として計上。なお、数字の合計が合わないところがあるが、資料上の数字をそのまま掲載した。

出典：『現代史資料26——朝鮮2』みすず書房、1963年、474頁。朴殷植『韓国独立運動之血史』『白巖朴殷植全集』第2巻、東方メディア、ソウル、2002年、167-183頁より作成。

図1 示威運動の日別回数（全道合計）



出典：金鎮鳳，前掲書，91-92頁の「日誌」をもとに作成。

警察の動きは、後述するように、これらの盛り上がりに対応して激しく展開されていくことになる。

運動の職業別参加階層は全体として見ると農民 55.7% / 学生 10% / 商業 8.3% / 公務員・自由業 6.8% / 労働者 5.1% / 無職 8.5% であったが⁽¹³⁾、主導層はすでに指摘されてきたように時期や地域によって異なる多様性を内包したものであった。運動の初期や都市部では独立宣言書の配布に大きな役割を果たした宗教者（キリスト教・天道教が中心）や教師・学生・知識人が主導した。長老教・監理教（南北）・救世軍のキリスト教会堂数は京畿道・黄海道・平安南道・慶尚北道・平安北道・慶尚南道の順に多く、教育機関の数も武断政治期の私立学校弾圧で数が減っていたとはいえ、伝統的な書堂の数は逆に増大しており、双方の教育機関で学生の示威運動が展開されたのである⁽¹⁴⁾。また、平安南道平壤の女学生や慶尚南道晋州・昌原の「妓生独立団」など、女性が運動主体として顕在化してきたのも三・一独立運動の特徴である。

他方で、三南地方（忠清・慶尚・全羅）では農民を中心に、鉱山労働者や商工人、官吏・儒生などが運動の主体となり、そこでは 19 世紀の民乱以降の民衆運動の作法に則った示威運動（山呼・烽火示威・撤市〈閉店示威。これは都市の商人にも多く見られる〉など）が見られた⁽¹⁵⁾。運動の方法（作法）に目を向けることは、抵抗主体の意識構造に迫る重要な契機になるだけでなく、後述するように弾圧側の暴力の苛酷さや（殺戮・射撃・焼夷など）、その正当化の論理（「騒擾・暴動」「暴徒」と指定される）とも一定の対応関係が見られる意味で重要である。

ここで運動の特徴について簡単に整理しておくと、①都市での街頭示威や商人の「閉店示威」と同様、労働者・職工は罷業示威、学生は同盟休校などのストライキが多く行われた、②地税・家屋税などの納税拒否、日本人商品の不買運動など反植民地主義的運動が展開された、③運動は徐々に万歳示威から鎌・鋤・棍棒で武装した暴動へと発展した、④襲撃されたのは警察官署・憲兵隊・郡面事務所・郵便局などの官公署が中心であり、鉄道や日本人家屋、「親日派」とされた朝鮮人も対象となった、という四つの特徴が見られる。

2 日本政府・総督府・日本軍の弾圧方針——その一貫性と変化

(1) 楽観的な展望から「未然防遏」「軍事的強力措置」へ

姜徳相氏は、日本による弾圧政策の展開として、「第Ⅰ期」（3月1日～11日頃）——運動に対し特別な警戒措置をとらなかった時期。激化した地域でのみ軍隊・憲兵・在郷軍人・消防団が動員され弾圧が行われた。「第Ⅱ期」（3月12日～31日）——軍隊の分散配置による運動の「未然防遏」を図った時期。市場の閉鎖、示威的巡察、嚴重な旅行制限、宿泊施設・飲食店の臨検、道路の遮断、予防検挙・事後検挙、自制団創設・強制加入、武器押収、スパイによる挑発、一般居留民の動員等々が行われた。「第Ⅲ期」（4月1日～）——断固たる処置をとる時期。本国から6大隊、補助憲兵400名の増派を行い、4月上旬には村落全体の焼夷、村民全体の処刑など、激しい虐殺が行わ

(13) 朴慶植，前掲書，106-107頁。

(14) 金鎮鳳，前掲書，74-78頁。

(15) 趙景達，前掲書，第7章参照。

れた時期，という区分を行った⁽¹⁶⁾。

ここでは日本政府・朝鮮総督府・軍隊・憲兵警察の対応を整理・再検証してみよう。植民地である朝鮮における兵力使用の権限は，韓国保護国化のあとに制定された1905年12月20日勅令第267号「統監府及理事長官制」第4条「統監は韓国の安寧秩序を保持する為必要と認むるとき韓国守備隊の司令官に対し兵力の使用を命ずることができる」と，1906年7月31日勅令第205号「韓国駐劄軍司令部条例」第3条「軍司令官は韓国の安寧秩序を保持する為統監の命令あるときは兵力を使用することができる」に基づく。つまり，総督（統監）—朝鮮駐劄軍司令官の命令で動かせたのである。これは1919年の「三・一独立運動」の時まで適用された条項である⁽¹⁷⁾。

そこで，長谷川好道朝鮮総督，宇都宮太郎朝鮮軍司令官の動きを厳密に追ってみよう。長谷川朝鮮総督から田中義一陸軍大臣宛の初期の電報（第1号～第8号：3月2日～11日）を見ていくと，5日午後7時発の「第4号」電報では，「今回ノ騷擾ニ対シテハ将来或ハ積極的行動ニ出ツヘキハ是非ナキヲ保セサルモ目下ニ於テハ未タ其ノ必要ヲ認メス」とやや楽観的であり⁽¹⁸⁾，ソウルや平安南北道，黄海道の蜂起地にその都度，朝鮮軍駐屯地から派遣する形をとった。

しかし，3月11日午後7時発の「第8号」電報では，「軍隊ノ使用ハ朝鮮将来ノ統治上ニ悪影響ヲ及サシメサル為成ルヘク騷擾区域ニ止メタルモ，騷擾ハ凡テノ手段ヲ尽シテ之ヲ予防スルニ拘ラス，漸次北韓及南鮮地方ニ蔓延ノ徴アリ。今ヤ軍隊ノ使用ヲ積極的ニ騷擾区域外ニモ及ホシ，之ヲ未然ニ防遏スルコト必要ナルノ情況ニ達シタルヲ認メ，本日軍司令官ニ之ニ関スル所要ノ指示ヲ与ヘリ」と，宇都宮朝鮮駐劄軍司令官に「積極的に」軍隊を朝鮮各地に分散配置し「未然防遏」するよう指示したと報告している⁽¹⁹⁾。

長谷川総督の変化はどこからやってきたのか。3月8日の段階で，陸軍次官山梨半造から兎島惣次郎朝鮮憲兵隊司令官へ「其暴挙ニ至ル道ノ経路ヲ精探シ，将来之等ノ挙ニ対シ未然ニ之ヲ防遏スルノ手段ニ於テ遺算ナカランコト」⁽²⁰⁾と電報が発せられていた。また，3月11日には原敬総理大臣から長谷川総督に「今回ノ騷擾事件ハ内外ニ対シ表面上ニハ極メテ輕微ナル問題ト看做スヲ必要トス，然レトモ裏面ニ於テハ嚴重ナル処置ヲ採リ将来再発ナキ様期セラレ度。但シ其ノ処置ニ就テハ外国人ノ最モ注目スル問題ナルニ依リ苟モ残酷可察ノ批評ヲ招カサルコト二十分ノ注意相成度」⁽²¹⁾との電報が発せられていた。外国から批判を受けたくないよう，表面上は問題ないように扱い，裏面では「嚴重ナル処置」に出よう求めたことがわかる。この総理大臣の電報が，長谷川総督の意志に影響していると考えるのはおかしいことではない。山梨半造陸軍次官も朝鮮憲兵隊司令官へ「事態如斯狀況ニ至リシ上ハ断乎タル処置ニ出ツルノ他ナキモノト認メラル」⁽²²⁾と電報を発していた。ただし，原敬は3月6日頃，「総督府に於て今少しく着手せば大事に至らざりしに警察上遺憾なりし」

(16) 姜徳相，前掲論文。

(17) 辛珠伯／鄭榮桓訳「朝鮮軍概史」宋連玉・金榮編著『軍隊と性暴力』現代史料出版，2010年，184-186頁。

(18) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮1』106頁。

(19) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮1』94頁。

(20) 同上，103-104頁。

(21) 同上，105頁。

(22) 同上，87頁。

と楽観的な認識を抱いていた。原敬は運動勃発当初、運動の広がりを軽視し、警察制度も従来の憲兵警察制度の枠内で手直しすることしか想定していなかったのである⁽²³⁾。

だとすれば、第Ⅱ期は単なる軍隊の分散配置「未然防遏」のみを意味するわけではない。重要なのは、表面的には問題が生じていないように装いつつ「断乎タル処置」「軍事的強力措置」をとるとのことである。宇都宮朝鮮軍司令官も朝鮮軍隷下一般への訓示で「騒擾ヲ鎮圧スルニ当リテハ成ルベク穏和的手段ニ依リ、武器使用ノ如キハ絶対ニ之ヲ制限シ、真ニ止ムヲ得ザル場合ニ限ラザルベカラズ」⁽²⁴⁾と述べ、「穏和的手段」を強調しているように見えるが、この訓示の本懐は「止む得ざる場合」＝「例外」がむしろ弾圧現場で恒常化していくことである。実際、宇都宮太郎自身が3月11日付の日記の中で、長谷川総督を説き伏せ、「朝鮮軍司令官は所要の兵力を使用し之れが鎮圧を図るべし」という総督署名の命令を受け、これによって「軍隊の行動初めて自由と為り、鎮圧の奏功も有望と為れり」と「穏和的」とは逆のことを述べている⁽²⁵⁾。

それこそが裏面での「嚴重ナル処置」という原敬総理大臣の主張とも符合するのである。実際、「軍事的強力措置」は3月初旬からすでに行われていた。しかし、これまでの研究が明らかにしてきたように、すでに宣教師などを通じて、外国の報道機関でセンセーショナルに伝えられ、日本国内でも海外での報道を訳出するものが出ていた。「表面」で何事もないように装い、「裏面」で苛酷に弾圧する手法は通用しなくなったのである。もちろん、日本国内の新聞報道に関して言えば、一部「暴民」の「不穏」「暴動」という見方が大半であり、「火急の時」を乗り越えるために武力弾圧が基本的に支持されていた。とはいえ、それでも武断政治に対する批判は、3月13日～3月末の時期に「(日鮮)融和論」的論調とともに大きくなっており⁽²⁶⁾、看過できるものではなかった。実際、朝鮮憲兵司令官兎島惣次郎は3月12日に「新聞取締方針ノ件」(朝憲密警第73号)で陸軍次官山梨半造に対し、「是等通信ニ依ル内地新聞ノ記事ハ概シテ事実ニ対シ誇大ナルモノ多ク」民心を惑わしているとの理由を、強化する新聞記事取締の理由に挙げている⁽²⁷⁾。

長谷川朝鮮総督は3月22日付の総理大臣宛電報において、日本への批判を受けて、「其暴行極メテ激烈ナルヲ以テ、已ムヲ得ズ正当防衛上兵器ヲ使用シ為ニ多少ノ死傷者ヲ生ジタルモ、調査ニ依レバ不法ニ兵器ヲ使用シタル事実ナク、却テ其使用極メテ消極的ニ失シタルガ為警察官ガ暴民ノ為ニ斃殺セラレ、又一、全部拉致セラレタル事例已ニ3、4箇所ニ及ベリ。警察官ノ兵器使用ノ場合ニ就テハ嚴然法規ヲ存シタリ。又暴動地方ニ出勤セル軍隊ノ行動ニ就テハ軍司令官ハ其ノ隷属部隊ニ極メテ嚴重ナル訓令ヲ与ヘ居レリ」「共同通信員ガ日本兵士ガ少女ノ両手ヲ切断セリト通信シタルガ如キハ全然無根ノ通信ニシテ元来兵士ノ剣ハ之ヲ磨スルニ非ザレバ殺傷ノ用ニ耐ヘザルナリ」⁽²⁸⁾と、①発砲はやむを得ない正当防衛、②兵器使用は法規に基づく、③残酷な行為は事実無根、

(23) 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察』校倉書房、2009年、240頁。

(24) 「日次報告」『朝鮮1』119頁。

(25) 『日本陸軍とアジア政策——陸軍大将宇都宮太郎日記3』岩波書店、2007年、227頁。以下、『宇都宮太郎日記(巻数)』。

(26) 田中美智子「三・一運動と日本人」『朝鮮史研究会論文集』21、1984年3月。

(27) 「日次報告(朝鮮軍司令官)」『朝鮮1』123頁。

(28) 同上、253頁。

という正当化の主張を展開している。しかし、これらの主張は、むしろ「止むを得ざる」例外が現場で恒常化していることを認めていることの裏返しに見える。

(2) 「十分ノ兵力」による威圧へ

迫害を受けた地域の民衆は反発を強め、暴動も増大していった。山県伊三郎政務総監は「事件の勃発を全く気付かざりし総督の失態なりと云ふ外なし」と、今回の責任を、批判の集まる長谷川総督に押し付けるような報告を原敬にしていた⁽²⁹⁾。これは山県伊三郎が長谷川総督を就任当初から「木偶視」し、原の組閣後から朝鮮総督府官制と憲兵警察制度の改革に向けて動き出して、自ら文官総督に就任する希望を持っていた⁽³⁰⁾ことを考えれば不思議なことではない。

こうした動揺の中で、山梨陸軍次官は兎島朝鮮憲兵隊司令官に4月2日付で「朝鮮内ノ騷擾ハ未タ終熄スルニ至ラズ、場所ニ依リテハ反テ益々狂暴ヲ逞フスル傾向アリ、依テ之カ原因並之等暴民鎮圧ノ手段方法等ニ関スル意見、総督及軍司令官トモ相談ノ上至急回報アリタシ」⁽³¹⁾と、さらなる対策の検討と提示を求めた。3月23日の段階で、すでに朝鮮軍内では内野辰次郎歩兵第40旅団長が「暴徒鎮撫の為め其管内の兵力不足を訴」えており、30日には宇都宮と長谷川とのあいだで「今や万事各方面に対し断乎たる処置を取るの必要に付、両者の意見略ぼ一致を見」⁽³²⁾ていた。4月1日夜には内閣より「速かに朝鮮の妄動を鎮圧する為め増兵の必要有無問合せ等れたり」との電報が来て、4月2日に総督の名で「目下ノ兵力ノミニテモ鎮定シ得ル見込。併シ此際十分ノ兵力ヲ用ヒ迅速ニ平定ノ効ヲ挙げ、且ツ当分ノヲ威圧シ置ヲ必要ト信ス。之カ為メ歩兵約5、6大隊ノ増派ヲ得ハ幸ナリ」⁽³³⁾との電報を総理大臣に発送したのである。内閣ではこのような長谷川の返信を「如何にも無策」と批判していたが、武断政治を批判的に見ていた原敬内閣も強力な鎮圧の方針自体は同じであり、政府の方針としても「断乎たる処置」が決定した⁽³⁴⁾。

これは宇都宮朝鮮軍司令官の一貫した持論でもあった。宇都宮は派兵を決定した陸軍省に対し、さっそく5日、陸軍大臣と参謀総長へ「迅速ナル増援ノ御取計ヲ拝謝ス」⁽³⁵⁾との電報を発していた。つまり、第Ⅱ期の「未然防遏」「断乎たる処置」は失敗したのであるが、その後の方策（第Ⅲ期）は宇都宮の希望どおり、さらに軍事力を強化して威圧することであった。

4月4日「朝鮮暴動鎮圧ノ為、内地部隊ヨリ歩兵6大隊、憲兵約65名、補助憲兵トシテ歩兵約350名ヲ朝鮮ニ派遣スルコト」が閣議決定され⁽³⁶⁾、4月6～8日にかけて内地師団から、第2師団歩兵第32連隊の1大隊（編成地秋田・山形）、第5師団歩兵第71連隊の1大隊（編成地広島）、第8師団歩兵第5連隊の1大隊（編成地青森）、第9師団歩兵第36連隊の1大隊（編成地鯖江）、第10

(29) 『原敬日記』第8巻、3月29日付、186頁。

(30) 松田利彦、前掲書、221-233頁参照。

(31) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮1』168頁。

(32) 『宇都宮太郎日記3』233頁、236-237頁。

(33) 同上、238頁。

(34) 『原敬日記』第8巻、191頁。

(35) 『宇都宮太郎日記3』、240頁。

(36) 「（機密）大臣ヨリ参謀総長へ通牒案（陸軍省通達第100号：4月5日）」軍事課「朝鮮暴動鎮圧の為派兵の件（密受第102）」『朝鮮1』169頁。

師団歩兵第 10 連隊の 1 大隊（編成地岡山）、第 13 師団歩兵第 16 連隊の 1 大隊（編成地新発田）の派兵が續々決定した⁽³⁷⁾。陸軍当局談「朝鮮兵力増加事情」（4 月 8 日）によれば、

「朝鮮騒擾ノ初期ニ於テハ単ニ市街地ニ於ケル単純ナル示威運動ニ過ギザリシ為警察機関ノミニ依リ、成ル可ク穩便ナル手段ヲ採リ首謀者ヲ逮捕シ群衆ヲ解散セシムル等ノ処置ニ出デタルモ近爾漸ク凶暴危険性ヲ帯ブルニ至リ、又其箇所モ著シク増大シ今ヤ騒擾全道ニ波及シ最近ニ於テハ僅々 3 日間ニ於テ顕著ナル暴行箇所ノミニテモ其数百有余ニ上リ、且ツ良民ヲ強迫シテ或ハ之ヲ騒擾ノ渦中ニ投ゼシメ又ハ其正業ヲ妨害スル等暴行益々甚シキヲ加フ、而シテ此際軍隊ノ行動徒ラニ慎重ニ過ギ、曠日彌久ノ態度ニ出ルガ如キコトアランカ却テ暴民ヲシテ其勢ヲ助長セシムルノミナラズ、露国過激派ト關係アル鮮人ガ此ノ機会ヲ利用シテ益々騒擾ヲ大ナラシメ、良民ヲシテ其途ニ安ズルコト能ハザラシムルノ處アリ。故ニ速ニ軍隊ヲ増加シテ神速ニ騒擾ヲ鎮圧シテ良民ヲシテ其業ニ安ゼシムルコト極メテ緊要ナリト認メ別項公表ノ如ク軍隊ヲ増派セラルル次第ナリ。」⁽³⁸⁾

というのがその理由である。

ここでは「穩便な手段」が暴民を助長させたとしているが、それはさらなる威圧的強圧を正当化する、因果関係を逆立ちさせた発想であり、次節で述べるように実態とも異なる。さらに、ここで重要なのは「ロシア（シベリア・沿海州）での朝鮮人運動の高まり」への危機意識が運動鎮圧関連で前面に登場する点であろう。シベリア干渉戦争の当初から、長谷川朝鮮総督はウラジオストクの「排日朝鮮人を一挙に検挙」しようと大谷喜久蔵ウラジオ派遣軍司令官に申し送りをしていたようであるが、この時は大谷が消極的であった⁽³⁹⁾。しかし、三・一運動の極東ロシアへの波及は陸軍当局にも大きな危機意識を持たせた。三・一運動の弾圧は、こののちの間島虐殺につながる、まさに反革命・植民地防衛戦争の一環であり、それはよく言われる日本軍の日露戦争以降の対露政策の一貫しての間島警備の重要性という程度の位置づけにはとどまらない⁽⁴⁰⁾。

長谷川朝鮮総督は 4 月 11 日午後 11 時発の総理大臣宛電報で、「朝鮮各地ノ騒擾ハ軍隊ノ威圧ヲ受ケシ地方ニアリテハ漸次沈静ノ状態ニアルモ、未タ尚其跡ヲ絶タサルハ全ク兵力ノ不足ニ起因ス、今回歩兵 6 大隊ノ派遣ヲ得タルヲ以テ、軍隊ヲ従来ヨリモ一層廣大ナル地域ニ分散スルノ余裕ヲ得、今後速ニ騒擾ヲ沈静セシメントス」「此ノ如キ軍ノ全兵力ヲ以テ能フ限りノ威圧ヲ加フルト共ニ、警務機関ヲシテ搜索及検挙ニ活動ノ自由ヲ得セシメ以テ禍根ヲ一掃シ、同時ニ地方官憲及地方有力者ヲシテ慰撫ノ途ヲ講シ一時渋滞シタル行政ヲ復活ヲ断行ス」「然レドモ今回ノ事件発生ノ当初ニ於テハ一部団体ノ唆喚ニ依リタルコト明ナルモ今ヤ事実上国民大部ノ政治運動ト見做スヘキ理

(37) 軍事課「朝鮮出兵に関する件（密受第 102）」『朝鮮 1』177-178 頁。

(38) 『朝鮮 1』260-261 頁。

(39) 『原敬日記』第 8 卷、1919 年 3 月 2 日付、169-170 頁。なお、大谷の朝鮮駐軍参謀長時代については、松田利彦「韓国駐軍参謀長・大谷喜久蔵と韓国」鄭炳旭・板垣竜太編『日記が語る近代——韓国・日本・ドイツの共同研究』同志社コリア研究センター、2014 年。

(40) この点で原暉之『シベリア出兵——革命と干渉 1917～1922』筑摩書房、1989 年は重要である。

由アルヲ以テ、表面上一時鎮静ヲ見ルモ威圧ノ弛ムニ従ヒ、騷擾ノ再発スルコトナキヲ保テス。故ニ軍隊ノ分散配置ハ政務ノ運用ト相俟ツテ十分ニ治安ヲ維持スルニ至ルマテ之ヲ保持スル必要アリ」⁽⁴¹⁾と、引き続き増兵、可能な限りの威圧による鎮圧をすべきとの認識を示すとともに、この運動が一部の朝鮮人のものではなく「国民大部ノ政治運動」であり、分散配置による威圧体制を当面の間、維持すべき、との威圧的軍事行動継続の構想を示すに至ったのである。

その流れの中で、4月15日に「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（制令第7号）が公布され、「政治ノ変革ヲ目的トシテ多数共同シ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ妨害セムトシタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（第1条）」との、のちの治安維持法に連なる厳しい法が制定されたのである⁽⁴²⁾。その結果、運動は厳格な法と力で制圧されていった。長谷川朝鮮総督は、4月30日付の拓殖局長官宛電報で、「軍隊ノ増派ニ依ル警備力ノ充実に伴ヒ、騷擾首謀者先導者等ノ検挙ヲ厳ニシ、其禍根ヲ勦滅スルノ方法ヲ講ズルト共ニ、一般民心ノ鎮撫ニ努力セシ」⁽⁴³⁾と述べている。

長谷川はその後、朝鮮総督の座を降りることになるが、自身による朝鮮統治に対する評価と三・一独立運動の鎮圧についての展望を「事務引継意見書」で示している。そこで長谷川は、批判の大きかった武断政治期の苛酷な刑罰について、「刑ノ執行ニ関シテハ概ネ内地ノ例ニ依ルト雖、朝鮮人ニ対シテハ微罪ノ制裁トシテ従来ノ管刑ヲ執行スルノ寧口効果多キニ鑑ミ、其ノ執行方法ニ幾多ノ改善ヲ加ヘ之ヲ襲用セリ」と自画自賛している。鎮圧についても「不逞者ヲ拉致シテ禍根ノ勦滅ニ努メタリ。地方騷擾ノ結果司法、警察事務ハ特ニ繁劇ヲ極メタルモ其処理概シテ適正ニシテ」⁽⁴⁴⁾と、「強大な措置」と「未然防遏」を評価し、その継続を訴えている。

さらに、事務引継意見書の中の騷擾善後策私見に以下のような視点も示されている。

「朝鮮ト内地トノ関係ハ列強ト其ノ植民地トノ関係ニ異ナリ、寧口之ヲ政治的ニ觀察セサルヘカラス。言フ迄モナク朝鮮ハ我大陸発展ノ根拠地ニシテ又実ニ本土ノ外壁タリ。渾然融和シテ以テ其ノ結合ヲ鞏固ニスルハ実ニ帝国ノ存在要件ニシテ仮令之カ同化ニ多大ノ困難アリトスルモ精進以テ之カ達成ヲ期スルハ日本民族ノ光榮アル努力ナルト云ハサルヘカラス。（中略）事大思想ト背恩不信ハ鮮人ノ伝統的性情ニシテ、之ヲ放任シテ自治ニ導クカ如キハ将来帝国ノ禍根タラサルヘカラス。」⁽⁴⁵⁾

長谷川は朝鮮が「我大陸発展ノ根拠地」「本土ノ外壁」「帝国ノ存在要件」であるから、朝鮮人の同化がたとえ困難でも達成を期する必要がある、そのためには朝鮮人の「背徳不信」の放任や自治の認定は「帝国ノ禍根」になると言っているのである。これこそ、植民地朝鮮の防衛のために朝鮮内の禍根を徹底的に殲滅しようとする植民地防衛戦争の発想であったと言える。この騷擾善後策私見は先行研究が明らかにしてきたように、総督府の各部局首脳（内務部・司法部・学務局・警務総監

(41) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮 1』201 頁。

(42) 「日次報告」『朝鮮 1』267 頁。

(43) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮 1』273 頁。

(44) 長谷川朝鮮総督「事務引継意見書（1919.6）」『朝鮮 1』482 頁。

(45) 同上、495 頁。

部ほか)がまとめた善後策が反映されている⁽⁴⁶⁾。つまり、植民地防衛戦争の発想は陸軍・長州系列特有のものではなく、背中合わせの官僚たちをも規定する全体の「見取り図」であったと言える。

(3) 「住民全部」連座の発想による制圧

憲兵警察制度のもとで朝鮮憲兵隊司令官と警務総長は兼任であり、三・一運動時は兎島惣次郎陸軍中將がその任にあった。元山県有朋の副官であった兎島に対する文官官僚の悪評は相当なものであり⁽⁴⁷⁾、兎島は長谷川型の人物だったようであるが、他方で宇都宮とも長く親交があった。当時、朝鮮には憲兵隊が8,066人(1918年:憲兵補助員は4,601人)⁽⁴⁸⁾、文官警察が5,402人(1918年:朝鮮人巡查補は2,904人)⁽⁴⁹⁾いた。憲兵隊は司令部―道憲兵隊―憲兵分隊―憲兵分遣所―憲兵駐在所、警務総監部は道警務部―警察署―警察分署―巡查駐在所―派出所という構成であった。

第Ⅱ期で軍隊が分散配置され、第Ⅲ期で軍隊・憲兵が増派されるまで、地方の末端では憲兵・警察が鎮圧に従事していた。「3」で論じるように、憲兵隊は当初から「止むを得ざる」兵器使用を繰り返していたが、憲兵と警察のみでは鎮圧困難なケースが多かった。

兎島憲兵隊司令官は早くから内地からの憲兵補充を主張していた。兎島は陸軍大臣に3月5日午後9時発の電報、つまり第Ⅰ期のあいだに、「各地ノ情況ハ益々險悪ニシテ西比利亞派遣ニ甚ダ苦痛ヲ感ズルモ万難ヲ排シ実施ス、依テ内地ヨリ繰合得ル限り可成速カニ補充セラルル様御配慮ヲ煩ラハシタシ。総督モ同意見ナリ」⁽⁵⁰⁾との要請をしていた。ただし、軍隊の分散配置が決定した後、兎島は「朝鮮ニ於ケル今回ノ事件ハ今日ノ結果ヨリ見レハ予メ計画的ナ動乱ニアラスシテ独立ノ宣言ト之ニ伴フ示威運動ニアリタル如シ」⁽⁵¹⁾と、運動に対して楽観的な姿勢を示していた。

しかし、3月中盤～末の運動の高揚の中で兎島憲兵司令官の認識にも再び大きな変化が生じる。憲兵警察の出先機関が面事務所、公立学校、郵便局などとともに攻撃の対象となったからである。兎島は山梨陸軍次官宛4月3日午後11時発の電報では以下のように述べている。

「騒擾ノ初期ニ於テハ市街地ニ於ケル単純ナル示威運動多カリシ為、警察機関モナルヘク穩健手段ニテ首謀者ヲ逮捕シ、群衆ヲ解散セシムル処置ヲ取りタルモ、近頃兎暴ヲ逞フスル箇所増加シ、之等ニ対シテハ積極手段ニ出テ鎮圧ニ努ムルモ、元來勃発以來兎暴ヲ逞フセル地方ニテ、憲兵分遣所若ハ警察署所在地以上ノモノハ十カラ二十ニシテ、其他ノ八十七十辺陬ノ地竝日本人1鮮人3位ノ定員ノ駐在所所在地ナルヲ以テ、軍隊ノ応援ハ意ノ如クナラサル所多シ。而シテ今ヤ軍隊モ既二百二十箇所ニ分散シ鎮定ニ努メアルモ、元來武装若ハ限定セル結社団体ノ企図ニアラスシテ、住民全部ノ反抗ナルヲ以テ、之ニ対シテハ乍遺憾断然タル処置ニ出ル能ハサル状況ニ在リ、之レ実力ノ不足ト応援不便ノ關係ニ外ナラス。故ニ昨日総督ヨリ要求セラ

(46) 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館、2013年、66-72頁参照。

(47) 同上、66頁。

(48) 松田利彦「解説 朝鮮憲兵隊小史」『朝鮮憲兵隊歴史』第1巻、不二出版、2000年、8頁。

(49) 松田利彦、前掲書、24-25頁。

(50) 「日次報告(朝鮮軍司令官)」『朝鮮1』94頁。

(51) 同上、106-107頁。

レタル歩兵及憲兵ノ臨時増員ト同時ニ、遠隔ノ地ニ之ヲ機敏ニ運用シ、暴民ノ心胆ヲ寒カラシムルニ効力アル自動車に要スル経費差当り3万円御詮議ヲ請フ。」⁽⁵²⁾

兎島はこの間の運動の展開を回顧し、示威運動→兇暴の拡大傾向にあるとしている。それに対する鎮圧方法については、穏健手段（首謀者逮捕）→「積極手段」→遺憾断然たる処置、軍隊・憲兵の増員、「心胆ヲ寒カラシム」自動車の投入、としている。ここでも長谷川と同様、暴民＝「住民全部ノ反抗」と位置づけており、このような発想によって「連座制」の無差別暴力が行使されることになった。これは、軍隊の分散配置も含め、義兵戦争での弾圧の際と同じ討伐方法・論理である⁽⁵³⁾。

当時、朝鮮憲兵隊はシベリアへの派遣で140名が欠員であり、朝鮮人憲兵補助員については3月末の満期者が660名と従来からの欠員150名があった。4月1日より補充採用を行う予定であったが、教育に早くても1か月はかかるため間に合わない状況であった⁽⁵⁴⁾。それだけではなく、4月2日に兎島憲兵隊司令官は各憲兵隊長警務部長に対し、「勢力利用上一時附近ノ駐在所ニ併合スル為内地人ノ在住セザル僻遠ノ地ニシテ他ニ加護ヲ要スルモノナキ地方ノ駐在所ハ機宜ニ応ジ引揚ゲ差支ナキ旨ヲ電令」⁽⁵⁵⁾せざるをえない状況であった。実際、憲兵は咸鏡北道慶興分隊管内の下檜洞駐在所、平安南道定州分隊管内天台駐在所を撤退、平安北道定州分隊土気駐在所は南市駐在所へ併合して一時撤退（4月7日復旧）、忠清南道天安分隊管内の北面駐在所・竜岩里駐在所・宝山院駐在所を撤退させ、警察は京畿道水原署内の新旺駐在所・沙江駐在所、京畿道振威署内の拓峯駐在所・鳳南駐在所、忠清南道瑞山署内天宜駐在所、咸鏡北道明川署内熊店駐在所、江原道襄陽署内五色駐在所を撤退させた⁽⁵⁶⁾。そのことも軍隊と憲兵の増派を切実に要請する理由であった。

4月の苛烈な弾圧によって運動が鎮静化した5月初旬、兎島惣次郎朝鮮憲兵隊司令官・朝鮮総督府警務総長は「犯人ノ検挙ハ固ヨリ一般ノ情勢ニ順応セサルヘカラス。民心陰険ニシテ暴挙ヲ敢テスルカ如キ時ニ際シテハ高圧的ナル臨機ノ措置モ亦必シモ躊躇スヘキニアラス」「単ニ付和雷同セシ者又ハ既ニ悔悟謹慎セル者ニ対シ尚且之レヲ検索糺弾セムトスルカ如キハ、却テ民心ノ不安ヲ醸ス所以ナルヲ以テ深ク戒ムルモノトス」⁽⁵⁷⁾という「訓示」（1919年5月10日）を憲兵・警察に出した。兎島は長谷川と同様、運動鎮静後もまだ民心は鎮静化していないので、「暴挙」が起こった際には「高圧的臨機措置」をとることと、厳格な対応をとることを強調すると同時に、帰順した者に危害を加えることは却って「民心の不安」を煽るので戒めることを訓示していた。

兎島はこの後、憲兵司令官・警務総長の地位を降りるが、1920年7月からはシベリア干渉戦争のサガレン州派遣軍司令官をつとめ⁽⁵⁸⁾、1922年5月からは陸軍次官となる。

(52) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮1』170頁。

(53) 拙稿『植民地朝鮮の警察と民衆世界』有志舎、2008年。

(54) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮1』192-193頁。

(55) 「日次報告（朝鮮総督府警務総監部）」『朝鮮1』377頁。

(56) 同上。

(57) 朝鮮憲兵隊司令官兎島惣次郎「訓示ノ件報告」（1919年5月12日）『朝鮮2』308-309頁。

(58) 原暉之、前掲書、550頁。

表2 各道別・各期別運動発生件数・死傷者有無統計

| 道名 | 第Ⅰ期 | 第Ⅱ期 | 第Ⅲ期 | 計 | 死あり | 傷あり |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 京畿道 | 10 | 69 | 46 | 125 | 33 | 38 |
| 黄海道 | 10 | 22 | 33 | 65 | 14 | 17 |
| 平安北道 | 14 | 14 | 32 | 60 | 22 | 32 |
| 平安南道 | 44 | 2 | 2 | 48 | 11 | 12 |
| 咸鏡北道 | 2 | 19 | 3 | 24 | 2 | 4 |
| 咸鏡南道 | 17 | 14 | 3 | 34 | 5 | 10 |
| 江原道 | 1 | 6 | 23 | 30 | 6 | 7 |
| 忠清北道 | 0 | 6 | 14 | 20 | 11 | 10 |
| 忠清南道 | 0 | 16 | 28 | 44 | 17 | 22 |
| 慶尚北道 | 3 | 20 | 8 | 31 | 11 | 12 |
| 慶尚南道 | 1 | 25 | 23 | 49 | 14 | 19 |
| 全羅北道 | 0 | 3 | 5 | 8 | 2 | 2 |
| 全羅南道 | 1 | 9 | 13 | 23 | 0 | 3 |
| 計 | 103 | 225 | 233 | 561 | 148 | 188 |

死傷数ノ件報告」1919年9月29日)⁽⁶⁰⁾を用いた。特に9月29日報告は朝鮮軍の関連する被害の数字が前記した二つよりも詳細(漠然とした「死傷あり」が数字に変わっている、被害者数が基本的に増えているなど)な部分が多く、重なる場合にはこちらを参照するようにした。ただし、ここでは被害者数を特定することはしない。むしろ、朝鮮軍、朝鮮憲兵隊・警務総監部が主体的に作成した内容であるからこそ、彼らによる軍事力行使の傾向とその特徴を析出することにこれらの史料を用いることが有効である。表2および次頁からの表3～表5はすべて上記史料をもとに作成した。

まずは、全体的な傾向をつかむところから始めたい。表2は、1919年3月1日～6月にかけての各道別、各期別(第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ期)運動件数と、そのうちの死者・傷者ありと記述されている件数である。これを見ると、道別・時期別の運動傾向がわかるだけでなく、発生件数に対する死傷者発生数の割合が少なくとも官憲側に記載されている限りにおいてわかる。

ここから言えることは、①記載された運動発生件数の多さは京畿道、黄海道、平安北道、慶尚南道、平安南道、忠清南道の順である、②死傷者発生件数の多さは、京畿道、平安北道、忠清南道、慶尚南道、黄海道の順である、③運動発生件数の合計に対する死傷者発生件数の割合の高さは忠清北道、平安北道、忠清南道、慶尚北道、慶尚南道、京畿道の順である。

注目すべきは②と③の結果である。死傷者発生件数の多さだけでなく、③は軍隊・憲兵・警察が軍事的強制措置をとる割合が高かった地域であり、そこには権力側が運動する側を「暴民」「暴徒」と見なし、強烈な敵視によって苛烈な弾圧をする要因があったということになる。

そこで、次に死傷者が発生する、あるいは軍隊・憲兵が発砲するケースを取り上げ、そのパターンを分類してみよう。

3 「軍事的措置」の実態とその再検証

(1) 武力行使の実態に迫る

本節では朝鮮軍・朝鮮憲兵隊・警察による武力行使の様相とその特徴を析出する。史料としてはこれまでも多く用いられてきた「三・一運動日次報告」の中の「独立運動ノ為朝鮮人不穩ノ行動ニ関スル状況」(朝鮮軍司令官)、「憲兵、警察官、軍部、内地人、及び暴民死傷調」(警務総監部)⁽⁵⁹⁾、「朝鮮騒擾事件中軍隊ノ鎮圧ニ従事セル時ノ彼我死傷表」(朝鮮軍司令官宇都宮太郎「朝鮮騒擾事件ニ於ケル

(59) ただし、両資料は日次報告を網羅していない。よって、適宜その内容を日次報告とできる限り照らし合わせた。

(60) 「三・一運動に於ける弾圧経過を示す文書」『朝鮮2』321-327頁。

表3 第1期運動の形態と死傷・兵器使用のケース(軍・憲兵警察史料)

| 月日 | 道 | 場所 | 運動の形態／規定 | 主体・規模 | 軍隊・憲兵警察 | 弾圧方法 | 死傷 | 官側死傷 | |
|------|------|----------------|---|------------------------|--|-------------------------|----------------|------------------------------|--------------------------|
| 3月2日 | 黄海道 | 遂安 | 3度憲兵を襲撃 | 数不明／天道教徒 | 歩兵30名 | | 死者9名 傷者18名 | | |
| | 平安南道 | 江西 | 「暴民」 | 約1,000名 | 歩兵11名 | | 憲兵は兵器を使用して対抗 | | |
| 祥原 | | 巡查駐在所を破壊、警官を捕縛 | 数不明 | 歩兵13名(歩兵第77連隊:将校以下11名) | | 軍隊到着と同時に警官・兵器を奪還、首謀者を捕縛 | 朝鮮人傷者3名 | | |
| 3日 | | | 軍隊の制止を受け入れず反抗(拘留者を奪還しようとする) | 天道教徒 | 歩兵20名(同上18名) | | 空包発射 銃剣使用 | 傷者43名 | |
| | 平安北道 | 安州 | 留置者の奪還の為、憲兵分隊を包囲 | 下士以下15名 | 下士以下15名 | | | 死傷8名 | |
| | | 宣川 | 警察署襲撃／「暴民」 | 約6,000名(キリスト教徒) | 歩兵第77連隊(将校以下44名) | | 軍隊、在郷軍人、内地人の応援 | 傷者6名 | |
| 4日 | 咸鏡南道 | 咸興 | 不穏の挙動 | 約200名 | 将校以下100名 | | 鎮圧 | 傷者6名 | 傷者巡查2名＋在郷軍人4名＋消夫3名 |
| | 平安南道 | 成川 | 棍棒と斧を携えて憲兵分隊を襲撃 | 約2,000名 | 将校以下20名(歩兵第77連隊:将校以下24名) | | | 死者25名(2名は搬宅後死亡) 傷者23名 | 憲兵分隊長重傷後死亡 |
| | | 甌山(沙川) | 沙川憲兵署を襲撃／「暴徒」 | 数不明 | 将校以下11名 | | 鎮圧 | 沙川で死者13名 傷者不明 | 上等兵1名、憲兵補助員3名を殺害、補助員宅に放火 |
| | | 成川 | | | 増員して32名 | | 死者1名 傷者1名 | | |
| 5日 | | 江西 | 不穏、暴動 | 数不明(炭鉱労働者も参加) | | | 付近の兵力を集結して鎮定 | | |
| | | 陽徳 | 憲兵分遣所を強襲／「暴民」 | 数不明 | 成川より将校以下16名 | | | 死者9名 傷者4名 | 死傷者内地人1名 |
| 5日 | 平安北道 | 車輦館 | | 約500名 | 歩兵若干(歩兵第77連隊:下士以下8名) | | 鎮圧 | 死傷者2名 | |
| 6日 | 京畿道 | 開城 | 留置人を奪還しようと警察署を襲撃 | 1,000名 | 歩兵27名＋警官 | | | 死者1名 傷者警官4名 | |
| | 平安南道 | 鎮南浦 | 広梁湾(鎮南浦不明里)。警察署襲撃 温井(鎮南浦西方)。警察駐在署を襲撃 | 群衆 約300名 | 鎮南浦より将校以下7名(歩兵77連隊:6名) 歩兵若干(歩兵77連隊:将校以下11名) | | 実包を使用 | 死者2名 傷者1名 死者2名 傷者9名 | |

| | | | | | | | | |
|-------|------|----|------------------|-------------------|--|---------------|-----------------------------|-------------------|
| 3月7日 | 平安北道 | 宣川 | | 約6,000名 | 少佐の指揮する1部隊を派遣(歩兵第77連隊:30名) | | 傷者14名 | |
| | | 鉄山 | 郵便局に投石, 官憲に反抗 | 約5,000名 | 鉄道援護隊から歩兵7名, 定州より歩兵10名増加(歩兵第77連隊:下士以下8名) | | 死者6名 傷者57名 (内重傷7名で危篤) | |
| 8日 | | 咸徒 | 不穏の挙動, 制止を受け入れず | 約500名 | 将校以下13名 | 実包を使用して群衆を解散 | 死者1名 傷者1名 | |
| 9日 | 平安南道 | 寧遠 | 拘留者を奪還しようと憲兵隊を襲撃 | 約100名 | 徳川より歩兵20名(歩兵第77連隊:将校以下10名) | 鎮圧 | 死者15名 傷者38名 | |
| 9~10日 | | 孟山 | 憲兵分遣所に乱入 | 約100名/ 天道教徒 | 徳川より将校以下12名(歩兵第77連隊:将校以下10名) | 憲兵, 歩兵と協同して撃退 | 死者54名 傷者13名 | 死者憲兵1名 重傷補助員1名 |
| 10日 | 黄海道 | 内宗 | 群集し不穏の兆 | 約1,000~ 4,500名 | | 鎮定 | 死者1名 傷者1名 | |
| | 咸鏡南道 | 端川 | 集合し不穏 | 約1,000名 | 将校以下16名(北青より)(17日) | 憲兵と衝突 | 死者6名 傷者8名 | |
| | | 新興 | 憲兵分遣所に乱入 | 約500名 | | | 死者1名 傷者6名 | |
| | 江原道 | 鉄原 | 群集し不穏の兆 | 約1,000~ 4,500名 | | | | |
| 慶高北道 | 大邱 | | | | | 鎮圧 | | |

表4 第Ⅱ期運動の形態と死傷・兵器使用のケース(軍・憲兵警察史料)

| 月日 | 道 | 場所 | 運動の形態/規定 | 主体・規模 | 軍隊・憲兵警察 | 弾圧方法 | 死傷 | 官側死傷 |
|--------|-----|-----|------------|--------------------|--|-----------|----------|------------|
| 3月11日 | | 瑞興 | 騷擾頻発 | 約1,000名 (載寧付近も) | 竜山より歩兵1中隊(将校以下100名)を派遣, さらに竜山より1中隊増加, 付近不穏な地区に分遣 | | 載寧では傷者4名 | |
| | | 温井洞 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約200名 | | 兵器を使用, 解散 | 死者2名 | |
| 12日 | 黄海道 | 松禾 | 憲兵隊に押寄・暴行 | 約200名 | | 解散 | 軽傷5名 | 軽傷補助員2名 |
| 18日 | | 延安 | 憲兵分隊に襲撃 | 約1,000名 | | | 傷者朝鮮人9名 | 軽傷分隊長・憲兵2名 |
| 27~28日 | | 信川 | 騷擾/「暴民」 | 約200名 | | | 死傷者若干名 | |
| 29日 | | 青石頭 | 憲兵に暴行/「暴民」 | 約300名 | | 発砲解散 | | |

| | | | | | | | | |
|-------|-------------|-----------------|---|----------------------|----------------------|---------------|---------------|------------------|
| 3月30日 | | 白川 | 騒擾 | 約1,000名 | | 発砲解散 逮捕49名 | 傷者4名 | |
| 31日 | 黄 海 道 | 麒麟 付近 | 騒擾 | 150～600 名 | 憲兵 | 鎮圧 | 死者1名, 傷者1名 | |
| | | 竜 峴 | 市場にて暴行 | 約300名 | | 発砲解散 | | |
| 21日 | | 麻石 隅里 | 被告人奪還の為憲 兵駐在所を襲撃/ 「暴民」 | 約1,000名 | | 5名を捕え 解散 | 死者4名, 傷者6名 | |
| | | 漣 川郡 | 独立運動 | 多数 | | 鎮圧 | | |
| | | 麻 田 | 憲兵駐在所襲撃/ 「暴民」 | 多数 | | | 暴民に死傷 あり | 重傷憲兵1名 |
| 22日 | | 轟 島 | 官憲に暴行/ 「暴民」 | 約1,500名 | | 鎮圧 | 暴民に死傷 あり | 傷者憲兵3名, 内地人3名 |
| 27日 | | 江 華島 | 面事務所を襲撃, 暴行 | 約2,000名 | 歩兵40名, 21日15 名を撤去 | 射撃解散 | 傷者1名 | |
| | | 2 カ所 郡 | 面事務所を襲撃 | 約1,000名 | | 憲兵発砲解 散 | 死者1名 傷者2名 | |
| 29日 | 京 畿 道 | 奉 日川 | 憲兵駐在所を襲撃 / 「暴民」 | 約3,000名 | | 射撃解散 | 死者39名 | |
| | | 1 カ所 内 | 揚州郡内 憲兵に暴行 / 「暴民」 | 約400名 | | 射撃解散 | 死者1名 傷者3名 | |
| | | 抱 川計 11カ所 | 始興・富川・水 原・竜仁・揚州・ 騷擾。大部分は暴 行。水原地方は郵 便局、駐在所、内 地人家屋を破壊放 火「狂暴ヲ極ム」 | 約200, 300 ～2,000名 | 軍隊若干を派遣 | 軍隊の援助 で鎮圧 | 死傷者若干 名 | |
| 30日 | | 松 隅里 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約2,000名 | | 発砲解散 | | |
| | | 1 カ所 内 | 竜仁郡内 | | | 発砲解散 | 死者2名 | |
| | | 1 カ所 内 | 抱川郡内 | 騷擾。憲兵に暴行 | 約2,000名 | | 発砲解散 | 死者3名 傷者若干名 |
| 31日 | | 午 川里 | 憲兵分遣所を襲撃 | 約350名 | | 兵器を使用 して解散 | 暴民に死傷 あり | |

| | | | | | | | | | |
|-------|------|------------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------------|-----------|--------------------|---------------------------|-------------|
| | 京畿道 | 水原・軍浦場・烏山・楊平郡内・竜仁郡内2カ所 | 群衆騷擾 | 約 6,000 名 | 歩兵第 79 連隊将校以下 5 名 | 軍隊応援解散 | 死傷者約 30 名 | | |
| 3月27日 | 義州 | | | | 歩兵第 77 連隊将校以下 10 名 | | 傷者 3 名 見込 | | |
| 29日 | | | | | 歩兵第 77 連隊将校以下 5 名 | | 傷者 6 名 | | |
| 30日 | 平安北道 | 南(市) 館(車) 四方(輦) | 斧鎌等を携え憲兵駐在所を襲撃 | 約 5,000 名 | 歩兵第 77 連隊下士以下 6 名 | 発砲解散 | 死者 6 名 傷者 12 名 | | |
| | | 亀城 | 2 回にわたり騷擾 | 約 200 名 | 昌城より憲兵歩兵若干 (歩兵第 77 連隊将校以下 13 名) | 発砲解散 | 死者 2 名 傷者 2 名 | | |
| 31日 | 碧洞 | | | 群衆 | 歩兵第 77 連隊将校以下 26 名 | 解散 | 死者 11 名 傷者 30 名 | | |
| 30日 | | 定州 | 兇器を携え面事務所を襲撃 | 約 4,000 名 | 歩兵第 77 連隊将校以下 48 名 | 憲兵歩兵と協力解散 | 死者 28 名 傷者 99 名 | | |
| | | 永山市 | 憲兵駐在所を襲撃、庁舎宿舎を破壊 | 約 3,000 名 | | | 死傷者あり | 傷者憲兵 2 名 | |
| | | 水口鎮・平口鎮 | 騷擾暴行 | | | | 発砲解散 | | |
| | | 新市 | 憲兵駐在所襲撃 | 約 1,000 名 | | | 発砲解散 | 傷者 3 名 | |
| 14日 | 咸鏡南道 | 古土里 | 憲兵出張所を襲撃 / 「暴徒」咸興・長津間電信不通 | 不明 | | | | 死者憲兵下士 1 名・補助員 2 名、不明 1 名 | |
| | | 宣徳場 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約 500 名 | | 攻撃解散 | 傷者 5 名 | | |
| | | 甲山 | 憲兵分遣所を襲撃、兵器を奪取しようとする | 約 1,000 名 (天道教徒) | | | 攻撃解散 | 傷者数名 | |
| 15日 | 新上里 | 憲兵駐在所・内地人鉄道宿舎を襲撃 | 多数 | | | 攻撃解散 | 傷者 10 名 | | |
| 17日 | 居山 | 憲兵駐在所に押寄 | 約 70 名 | 歩兵第 74 連隊：下士以下 16 名 | | 鎮撫 | 傷者 4 名 | | |
| 20日 | 利原 | 憲兵分遣所を襲撃 | 約 1,500 名 | | | 鎮圧 | 死者 1 名 傷者 8 名 | | |
| 22日 | | 大新里 | 憲兵駐在所を襲撃 / 「暴民」 | 約 300 名 | | | 射撃解散 | 死傷者若干名 | 傷者憲兵補助員 1 名 |
| | | 平浦 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約 400 名 | | | 射撃解散 | | |

| | | | | | | | | |
|-------|------|---------|-------------------------|------------------|-------------------------|-------------|---------------|---------|
| 3月11日 | 咸鏡北道 | 城津 | 警官と衝突 | 約700名 | | | 傷者9名 | |
| 12日 | | 吉州 | 不穏の行動 | 約1,000名 | 騎兵若干・歩兵30名 | 警戒中 | 傷者7名 | |
| 15日 | 咸鏡北道 | 花台 | 憲兵分遣所に押寄 | 約5,000名 | 騎兵15名(騎兵第27連隊:下士以下13名) | 憲兵隊火器使用 | 死者3名 傷者11名 | |
| 18日 | | 雲社揚 | 警察官駐在所を襲撃 | 約700名 | | 解散 | 死者2名 傷者6名 | |
| 28日 | 江原道 | 華川 | 面事務所を襲撃／「暴民」 | 約2,000名 | 歩兵若干 | 射撃解散 | 死者4名 傷者3名 | 傷者補助員1名 |
| 27日 | 忠清北道 | 伊院 | 憲兵駐在所を襲撃／「暴民」 | 約600名 | 歩兵第80連隊下士以下5名 | | 死者1名 傷者5名 | |
| 30日 | | 米院 | 憲兵駐在所を襲撃 | | 歩兵憲兵若干 | 発砲解散 | 死者1名 傷者3名 | |
| | | 槐山 | 郡内。警察駐在所を襲撃。電線切断。器物毀損 | 約3,000名 | 歩兵若干 | 発砲解散 | 死者1名 傷者3名 | |
| 28日 | 忠清南道 | 山(良代ママ) | 憲兵駐在所を襲撃 | 鉦夫 | 歩兵・憲兵若干 | | 死傷6名 | |
| 29日 | | 天安・舒川 | 騷擾。舒川付近では留置者奪取／「暴民」 | 約1,000～3,000名 | | 鎮圧 | 死傷者若干名 | 傷者巡査3名 |
| 31日 | | 付温陽 | 数カ所に篝火を焚く | 群衆 | 憲兵・軍隊 | 発砲解散 | | |
| | | 儒城 | 暴行 | 群衆 | | 発砲解散 | 傷者1名 | 傷者兵卒1名 |
| 17日 | 慶尚北道 | 札安 | 警官駐在所に押寄。拘留者を奪還しようとする | 約1,500名 | 安東より歩兵10名(歩兵第80連隊:下士以下) | 歩兵と警官協力して解散 | 傷者5名 | |
| 22日 | | | 警官駐在所を襲撃 | 約2,000名 | | 鎮圧解散 | 死傷あり | |
| 19日 | | 安東 | 郡庁・裁判所・警察署等に投石、放火しようとする | 多数 | 歩兵第80連隊将校以下20名 | 鎮圧 | 傷者11名 | |
| 23日 | | | 軍官憲に抵抗、暴動・騷擾／「暴民」 | 約2,000名 | 歩兵第80連隊将校以下28名 | 解散 | 死者15名 傷者7名 | |
| 18日 | | 寧海 | 巡査駐在所・学校等を破壊。電話不通。 | 約1,000名 | 将校以下22名 | | | |
| | 盈徳 | 示威運動 | 約100名 | 歩兵第80連隊(上等兵以下3名) | | | 死者4名 傷者18名 | |
| 19日 | | 桃李院 | 警察官駐在所を襲撃、暴行 | 約1,000名 | | 射撃解散 | 死者2名 傷者3名 | |

| | | | | | | | | |
|-------|------|---------|---------------------------------|-------------------|-----------------------|----------------|--|-------------------------------|
| 3月21日 | 慶尚北道 | 鞭巷 | 警官駐在所を襲撃、建物を破壊、武器を奪取／「暴民」 | 約 500 名 | 歩兵 13 名 | | | 傷者巡査 1 名、 巡査の妻行方不明 |
| | | 新徳(新洞?) | 警官駐在所を襲撃／「暴民」 | 約 100 名 | 歩兵若干(歩兵第 80 連隊兵卒 2 名) | 解散 | 死者 2 名 傷者 4 名 | |
| | | 泉旨 | 警官駐在所を襲撃 | 約 200 名 | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 4 名 | 射撃解散 | 傷者女性 1 名 | |
| 27日 | | 和睦 | 示威運動、官憲の制止に反抗 | 約 500 名 | | 射撃解散 | 若干の死傷者 | |
| 18日 | | 晋州 | 群衆不穏 | 約 2,000 名 | 歩兵第 80 連隊下士以下 7 名 | 首謀者逮捕、解散 | 死者 1 名 傷者 1 名 | |
| 20日 | | 郡北 | 独立運動。警官駐在所・郵便局を襲撃、頑強に軍隊の制止に抵抗 | 約 2,000 名 | 鎮海湾重砲兵特務曹長以下 16 名 | 撃退 | 死者 21 名 (女性 1 名 + 他 2 名は流れ弾で死亡)、 傷者 18 名 | 傷者巡査 1 名、 砲兵 3 名。死者内地人 1 名 |
| 21日 | 慶尚南道 | 草溪 | 警官駐在所、郵便局を襲撃、建物破壊 | | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 5 名 | 射撃解散 | 死者 2 名 傷者 10 名 | 傷者巡査 1 名 |
| | | 丹城 | 憲兵駐在所を襲撃／「暴民」 | 約 800 名 | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 3 名 | 射撃解散 | 死者 8 名 傷者 10 名 | |
| | | 居昌 | 憲兵分隊を攻撃 | 約 2,000 名 | 1 中隊を配置 | | 死者 1 名 傷者 1 名 | |
| 22日 | | 陝川 | 警察署を襲撃 | 不明 | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 2 名 | 晋州より軍隊応援解散 | 死者 3 名 傷者 8 名 | |
| 23日 | | 三嘉白山面 | 面事務所に放火、電線を絶つ。警官駐在所・郵便局を襲撃／「暴民」 | 約 3,000 名 | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 5 名 | 鎮圧 | 死者 5 名 傷者 20 名 | |
| 29日 | | 咸陽・亀浦 | 騷擾・暴行／「暴民」 | 約 1,000 名 | 軍隊若干 | 鎮圧 | 死傷者若干名 | |
| 10日 | 全羅南道 | 光州 | 群集し不穏の状況(万歳示威) | 約 1,000 ~ 4,500 名 | | 鎮圧 検束 100 名 | 傷者数十名 | |

表 5 第 III 期運動の形態と死傷・兵器使用のケース(軍・憲兵警察史料)

| 月日 | 道 | 場所 | 運動の形態／規定 | 主体・規模 | 軍隊・憲兵警察 | 弾圧方法 | 死傷 | 官側死傷 |
|------|-----|------|-----------------|-----------|--------------------|------|------------------|------|
| 4月1日 | 京畿道 | 里丙?内 | | | 歩兵第 79 連隊將校以下 12 名 | | 死者 2 名 傷者 4 名 | |
| | | 里三申 | 留置人奪取のため憲兵分隊を襲撃 | 約 400 名 | | 発砲解散 | 9 名逮捕 | |
| | | 平沢 | 制止に反抗 | 約 300 名 | | 発砲解散 | | |
| | | 梨浦 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約 3,000 名 | | 発砲解散 | 10 名逮捕 | |

| | | | | | | | |
|------|--------------|---------------------------------|-------------|----------------|--------------------------|---|----------------------|
| 4月1日 | 豊徳 | | 約1,000名 | | 発砲解散 | 死傷者あり | 傷者官憲側3名 |
| 1日 | 陽城 | 警官駐在所を襲撃し放火・全焼。郵便局・面事務所を破壊。電線切断 | 約2,000名 | | 警官極力抵抗も弾丸尽き一時退却。京城より警官救援 | | |
| 3日 | | | | 歩兵第79連隊将校以下25名 | | 死者1名 傷者5名 | |
| 19日 | | | | 歩兵第79連隊下士以下30名 | | 傷者6名 | |
| 2日 | 利川 | 憲兵に暴行 | 約100名 | | 発砲解散 | | |
| | | 騒擾 | 約300名 | | 発砲解散 | 傷者7名 | |
| 2～4日 | 利川郡内 1カ所 | 暴動 | 約100名 | | 鎮圧 | 傷者7名 | |
| 2～3日 | 振威郡内 | 騒擾・暴動 | 多数 | | 発砲解散、 鎮圧 | 死傷者若干名 | |
| 10日 | | 西炭面／騒擾罪人検挙中の警官襲撃 | 約40名 | 歩兵第79連隊将校以下10名 | 発砲解散 | 死者1名 傷者12名 | |
| 2～3日 | 驪州郡内 数カ所 | 暴動 | 約1,000名 | | 鎮圧 | 傷者20名 | |
| 2日 | 2安城郡 | 騒擾・暴行 | 約500～4,000名 | | 発砲解散 | 死者5名 傷者9名 | |
| 3日 | 竹山里 | 暴動 | 多数 | 歩兵第79連隊上等兵以下4名 | 軍隊協力解散 | 死者5名 傷者7名 | |
| | 多数カ所 楊平郡内 | 暴行 | | | | 死者3名 傷者4名 | |
| 3日 | 水原郡内 1カ所 | 警官駐在所を襲撃 | 約1,000名 | | | | 惨殺巡查1名、行方不明 巡查補2名 |
| 15日 | 水原郡 発安 | 運動。一旦解散後キリスト教徒暴動。 | 約400名 | 歩兵第79連隊将校以下11名 | 軍隊協力解散 | 死者29名、 傷者不明／ 「火ヲ失シ」 天道教、キリスト教 教会堂焼失 | |
| 16日 | 西水原郡 新面 | | | 歩兵第79連隊上等兵以下7名 | | 死者1名 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------|--------------------|-----------------------|----------------|----------------------------|--------------------|---------------|---------------|--|
| 4月5日 | | 朔寧 | 暴動 | | | 発砲解散 逮捕9名 | 死者1名 傷者3名 | | |
| 8日 | 京畿道 | 沼德里 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約50名 | | 発砲解散 | | | |
| 11日 | | 曲水 | 犯人検挙中の官憲襲撃 | | | 軍隊協力解散 | 死者1名 | | |
| 5月4日 | | 竜楊頭里郡 | 取調時の暴行／憲兵駐在所への村民抗議 | 10名 | 歩兵第79連隊下士以下4名 | | 守備隊による殺害村民1名 | | |
| 4月1日 | | 義州 | 騒擾暴行 | 約500名 | 歩兵第77連隊将校以下20名 | 発砲解散 | 死者1名 傷者4名 | | |
| | | 1カ所 義州郡内 | 屠獸場及び憲兵に親交がある朝鮮人民家に放火 | 多数 | | 発砲解散 | 死者2名 傷者11名 | | |
| 4日 | | 2カ所 義州郡内 光城面 | 騒擾。官憲に投石暴行 | 約300名 | 歩兵10(歩兵第77連隊下士以下) | 発砲解散 | 死者4名 | | |
| | | 新義州 | 税関監視所に放火・騒擾 | | 歩兵第77連隊将校以下166名 | | 死者4名 傷者5名 | | |
| 1日 | 平安北道 | 亀城 | 騒擾 | 約900名 | 昌城より憲兵歩兵若干(歩兵第77連隊将校以下13名) | 発砲解散 | 死者2名 傷者6名 | | |
| 2日 | | 泰川 | 騒擾暴行 | 約1,000名 | 歩兵第77連隊将校以下15名 | 鎮圧 | 傷者6名 | | |
| 1日 | | 朔州 | | 騒擾 | 多数 | 歩兵第77連隊将校以下11名 | | 死者6名 傷者12名 | |
| | | | | | | | | 死者4名 傷者2名 | |
| 1日 | | 楚山 | 騒擾。派遣憲兵に重傷。拳銃を奪う | 約600名 | 歩兵第77連隊将校以下48名 | 兵器使用解散 | 死者1名 | | |
| | | 定州 | 兇器を携え面事務所を襲撃 | 約4,000名 | 歩兵第77連隊将校以下48名 | 憲兵歩兵と協力解散 | 傷者30余名 | | |
| 2日 | | 昌城 | 憲兵分隊を襲撃 | 約1,000名 | 歩兵第77連隊将校以下8名 | 発砲解散 | 死者7名 傷者24名 | | |
| | 昌城大 楡洞 | | | 歩兵第77連隊将校以下13名 | | 傷者14名 | | | |
| 5日 | 昌城郡内1カ所 面鶴松洞 | 憲兵駐在所を襲撃 | 300名 | 歩兵第77連隊下士以下9名 | | | | | |
| 4月1日 | | 新市 | 騒擾 | 約1,500名 | 歩兵第77連隊将校以下15名 | 憲兵歩兵と協力解散 逮捕30名 | 死者5名 傷者3名 | 傷者官憲4名 | |
| 5日 | | 北鎮 | 暴動 | 約300名 | 歩兵第77連隊将校以下22名 | 発砲解散 | 傷者8名 | | |

| | | | | | | | | |
|------|------|---------------------|----------------------|--------------|----------------|-------------------|---|------------------------------|
| 4月5日 | | 青龍(竜) | | | 歩兵第77連隊下士以下9名 | | 死者7名 傷者5名 | |
| 6日 | 平安北道 | 大館 | | | 歩兵第77連隊下士以下4名 | | 死者6名 傷者23名 (軍隊到着前に死者約30名, 傷者約60名あり) | |
| 16日 | | | 群集し, その内200名の決死団 | 約8,000名 | 亀城より将校以下10名 | 軍隊協力するも尚不穩 | 死傷者10数名 | |
| 8日 | | 江界 | 騷擾暴行 | 約800名 | 歩兵第77連隊将校以下46名 | 守備隊協力解散 | 死者4名 傷者不明 | 傷者兵1名 |
| 1日 | | 汗浦 | 騷擾 | 約600名 | | 発砲解散 | 死者1名 傷者1名 | |
| 2日 | | 郡金内川 | 1カ所。騷擾, 憲兵に暴行 | 約4,000名 | | | 発砲解散 | 傷者3名 |
| | | 漏川 | 憲兵分遣所を襲撃 | 約700名 | | | 発砲解散 | 死者2名 傷者1名 傷者憲兵5名, 傭人1名 |
| 5日 | | 1カ所 | 暴動 | 約1,000名 | 憲兵若干 | 鎮圧 18名検束 | | |
| 7日 | 黄海道 | 1カ所 鳳山郡内 載寧及び | 騷擾暴行 | 2,000名及び200名 | | | 発砲解散 | 載寧では死傷者あり |
| | | 内宗 信川 | 運動 | 300~400名 | 沙里院より内宗に応援隊派遣 | | 憲兵発砲解散 | 死者1名 傷者1名 傷者憲兵3名 |
| | | 各1カ所 安岳郡内 | 憲兵駐在所を襲撃 | 300~400名 | | | 憲兵が鎮圧 | 死者6名 |
| 8日 | | 信川 松木 | 憲兵駐在所を襲撃 | 300~400名 | | 憲兵が鎮定 | 若干の死傷者 | |
| 9日 | | 鳳山 | 犯人検挙中の憲兵に抵抗 | 約50名 | | | 発砲解散 | 死者1名 傷者2名 |
| | | 緑鞍 | 暴動, 憲兵・警察署を襲撃 | 約500名 | 憲兵若干 | | 鎮圧 | 死者6名 |
| 22日 | | 1カ所 甕津 | 警官に投石, 暴行。郵便局・民家を破壊 | 約100名 | 歩兵4名 | | 発砲解散 | 傷者若干名 傷者巡查1名 |
| 1日 | 江原道 | 横城 | 棍棒等にて商店の門を破壊, 官公署を襲撃 | 約1,000名 | 歩兵第79連隊下士以下10名 | 憲兵・歩兵と協力, 兵器を使用解散 | 死者3名 傷者3名 | |

| | | | | | | | |
|------|------|-------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------|------------------------------|---|
| 4月2日 | 洪川 | 面事務所を襲撃 | 約 800 名 | 歩兵第 79 連隊上等兵以下 3 名 | 発砲解散 | 死者 1 名 傷者 1 名 (おそらく死亡) | |
| 3日 | | 暴行 | 約 400 名 | | | 死者 7 名 傷者 1 名 | |
| 5日 | 1カ所 | 駐在所に押寄 | 約 60 名 | 歩兵若干 | 発砲解散 | | |
| 6日 | 庫底 | 警官駐在所・面事務所・郵便局を襲撃 | 約 1,300 名 | 歩兵下士以下 6 名 (歩兵 79 連隊) | 発砲解散 | 傷者 7 名 | |
| 7日 | 江原道 | 伊川 | 憲兵分遣所を襲撃 | 多数 | | 発砲解散 逮捕 2 名 | |
| | | 4カ所 旌善ほか | 運動。旌善郡内の騒擾の際には暴民が拳銃発砲 | 多数 | | 解散 | 死傷者あり |
| 8日 | 鉄原 | 郡内 1 カ所面事務所を襲撃 | 約 700 名 | 憲兵 | 発砲解散 | | |
| 9日 | 其土門 | 騒擾。棍棒を携え暴行 | 約 600 名 | 歩兵第 79 連隊上等兵以下 5 名 | 軍隊協力解散 | 死者 9 名 その他傷者若干名 | |
| 13日 | 1蔚珍郡 | 騒擾 | 約 70 名 | | 発砲解散 | | |
| 2日 | 忠清北道 | 広恵院 | 夜間憲兵駐在所・面事務所へ押寄 | 約 500 名 | 歩兵第 79 連隊上等兵以下 5 名 | 主謀者逮捕、解散 | 死者 4 名 傷者 7 名 (面事務所 で後に調査 した結果) |
| | | 清州 | 運動。山上に烽火を焚き 2 回にわたって警察署に押寄 | 約 500 名 | | 主謀者逮捕、解散 | 死者 1 名 傷者若干名 |
| | | 石峴 | 憲兵駐在所を襲撃 | 多数 | | 発砲解散 | 死者 1 名 傷者 1 名 |
| 3日 | 1カ所 | 暴動 | 600 ~ 1,000 名 | | 鎮圧 | 死者 3 名 傷者 7 名 | |
| | 青山 | | | 歩兵第 80 連隊下士以下 6 名 | | 死者 2 名 傷者 5 名 | |
| 4日 | 鋤山 | 警官駐在所襲撃, 器物破壊 | 約 200 名 | 歩兵第 80 連隊下士以下 5 名 | 解散 | 傷者 5 名 | |
| 10日 | 永同 | | | 歩兵第 80 連隊下士以下 16 名 | | 死者 7 名 傷者 12 名 | |
| 10日 | 槐山 | 光德里。暴民連絡下士歩哨襲撃 | 約 100 名 | 歩兵第 79 連隊下士以下 2 名 | 解散 | 死者 1 名 | |
| 17日 | 提川 | 警察署を襲撃 | 約 1,000 名 | 派遣歩兵第 71 連隊将校以下 23 名 | 守備兵・警務官憲に協力解散 | 死者 4 名 | |

| | | | | | | | | |
|------|------|---------------|--------------------------------------|------------------------|------------------------|-----------|----------------------------|----------|
| 4月1日 | 忠清南道 | 大田 | 騷擾 | 約 400 名 | 歩兵第 80 連隊將校以下 22 名 | 憲兵歩兵協力解散 | 死者 4 名 傷者 5 名 | 傷者巡査 3 名 |
| | | 儒城 | 憲兵分遣所に鎌鋤を携え來襲 | 約 70 名 | | | 死傷者あり | |
| 2日 | | 竝川 | 2 回にわたり憲兵駐在所を襲撃。器物破壊、郵便局・面事務所襲撃、電線切断 | 約 600 名 | 歩兵第 79 連隊將校以下 6 名 | 発砲解散 | 死者 18 名 傷者 43 名 | |
| | | 公州付近 2、3カ所 | 山上にて運動。 | 多数 | 歩兵第 80 連隊將校以下 16 名 | | 広亭里で死者 3 名、傷者 1 名(女性) | |
| 3日 | | 大川 | 警官駐在所留置人 5 名奪取のため來襲 | 約 1,000 名 | 歩兵第 80 連隊下士以下 7 名 | 解散 | 死者 1 名 傷者 2 名 | |
| | | 6カ所 | 運動・暴行 | 多数 | | 鎮圧 | 若干の死傷者 | |
| 4日 | | 仙堂里(ママ) 舒川郡 | | | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 7 名 | | 死者 1 名 傷者 7 名 | |
| | | 1カ所 | 暴動。警官駐在所を襲撃 | 約 500 名 | | 解散 | 死者 3 名 傷者 1 名 | |
| 5日 | 忠清南道 | 天宣(洪城郡?) | 駐在所を襲撃・破壊 | 約 800 名 | 歩兵 5 名(歩兵第 80 連隊上等兵以下) | 解散 | 死者 2 名 傷者 2 名 | |
| | | 札山 | 暴動 面事務所を襲撃、被告人奪還を企図 | 約 2,000 名 約 4,000 名 | | 発砲解散 | 傷者 3 名 逮捕 35 名 死傷者あり | |
| 6日 | | 青陽郡内 安心里 1カ所 | 騷擾暴行 | 約 600 名 | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 6 名 | 憲兵発砲解散 | 死者 2 名 傷者 7 名 | |
| | | 1カ所 | 暴動 | 50 名 | | 発砲解散 | | |
| 7日 | | 洪城郡内 1カ所 | 面事務所を襲撃、棍棒を携帯 | 約 500 名 | | 発砲逮捕 11 名 | 傷者 2 名 | |
| | | 山論山郡 | | | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 5 名 | | 傷者 2 名 | |
| 8日 | | 唐津郡内(調琴里) 1カ所 | | | 歩兵第 80 連隊上等兵以下 5 名 | | 死者 2 名 傷者 7 名 | |

| | | | | | | | | |
|-------|------|--------------|----------------------|------------|------------------|---------------------------------|----------------------|--|
| 4月8日 | 忠清南道 | 瑞山 | 郡内4カ所。暴動 | 100～300名 | 歩兵第80連隊上等兵以下6名 | 軍隊協力鎮圧 | 死者2名 傷者3名 | |
| 10日 | | | 郡内2カ所。騒擾 | 50～100名 | | | 死者1名 傷者4名 | |
| 5月22日 | | | 守備隊内で暴行「不逞ノ鮮人」 | | | 守備隊長歩兵中尉瀬川正雄が「不逞ノ鮮人」を斬殺一「正当防衛」? | | |
| 4月2日 | 慶尚北道 | 星州 | 3回にわたり騒擾・暴行 | 数百名 | 歩兵15名 | 発砲解散 | | |
| 6日 | | | | 伽泉面 | 歩兵第80連隊上等兵以下3名 | | 死者1名 | |
| 3日 | | 4カ所 | 暴動 | 多数 | | 鎮圧 | 死傷者アリ | |
| 5月7日 | | 清道 | | | 歩兵第80連隊将校以下8名 | | 死者1名 傷者1名 (女性) | |
| 4月2日 | | 鎮東 | 駐在所、郵便局を襲撃 | 約2,000名 | | 発砲解散 | 死者5名 傷者9名 | |
| | | 3カ所 | 暴動 | 500～2,000名 | | 鎮圧 | 傷者20名 | |
| | | 咸陽 | 憲兵分遣所を襲撃 | 約2,000名 | 歩兵第80連隊特務曹長以下30名 | 発砲解散 | 死者4名 傷者10名 | |
| | | 彦陽 | 憲兵駐在所を襲撃 | 約700名 | 歩兵第80連隊上等兵以下11名 | 発砲解散 | 傷者5名 | |
| | | 下廂 | 暴動。首謀者を逮捕・押送中、奪還を企て | 約800名 | | 発砲解散 | 傷者8名 | |
| 5日 | 慶尚南道 | 蔚山郡 兵營 | | | 歩兵第80連隊上等兵以下5名 | | 死者2名 傷者5名 | |
| | | 古閑面 南海郡 | | | 歩兵第80連隊上等兵以下3名 | | 傷者1名 | |
| 6日 | | (密陽・舟橋の舟場面?) | | | 歩兵第80連隊将校以下15名 | | 死者1名 傷者2名 | |
| 12日 | | 茂溪里 | 憲兵駐在所に2回来襲 | 約2,000名 | 若干 | 軍隊協力解散 | 死者3名 傷者多数 | |
| 15日 | | (ママ)金海洞 | 官憲の制止を受け入れず集合 | 約50名 | 歩兵第80連隊下士以下4名 | 発砲解散 | 傷者1名 (女性) | |
| 4月18日 | | 晋州 | 護送中の騒擾被告人を奪還しようとして暴行 | 約2,000名 | | 発砲解散 | 死者1名 傷者1名 | |

| | | | | | | | | |
|------|------|------------------|------------|---------|-----------------|------------------|---------------|--|
| 4月4日 | 全羅北道 | 裡里 | | | 歩兵第80連隊下士以下6名 | | 死者5名 傷者12名 | |
| | | 南原 | | | 歩兵第80連隊下士以下8名 | | 死者5名 傷者5名 | |
| | | | 万歳示威, 釈放要求 | 約3,000名 | | | 死者8名 傷者10名 | |
| 13日 | 全羅南道 | (樂安面) 順天郡内1カ所 | 騷擾 | 約150名 | 歩兵第80連隊上等兵以下10名 | 憲兵・歩兵協力解散, 兵器を使用 | 傷者4名 | |

表3, 表4, 表5は, それぞれ弾圧政策の時期区分, 第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ期における道・場所別の運動の形態・規模と死傷(運動側・官憲側双方を含む)・兵器使用のケースの一覧である。第Ⅰ期は26件, 第Ⅱ期は83件, 第Ⅲ期は110件である。

第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ期の弾圧の性格を比較するために, 次の四つの視点を定める。

- ①官憲側から見た運動の形態・規模と「暴徒」「暴民」規定
- ②派遣された軍隊・憲兵警察の構成・規模
- ③死傷者数
- ④兵器の使用・弾圧の方法

*①と②③④との関係(苛酷な弾圧に至るパターンの抽出)

①については, 第Ⅰ期は襲撃対象が憲兵襲撃8件, 警察署襲撃5件, 郵便局襲撃1件, 実践内容が拘留者の奪還を図る4件, 群集・不穏6件, 兇器使用(棍棒・投石)2件, 警官・官憲への暴行2件, 官憲側から見た運動の規定の中で最も激しい意味で用いられる「騷擾」「暴民」と規定されたのは5件である。運動の規模として1,000名を超えているものは9件にものほり, 最大のものは平安北道宣川の6,000名, 鉄山の5,000名である。

第Ⅱ期は襲撃対象が憲兵襲撃22件, 警察襲撃14件, 郡庁・庁舎・裁判所・面事務所襲撃11件, 郵便局攻撃4件, 内地人家屋・鉄道宿舍襲撃2件, 学校襲撃1件と拡大している。実践内容も器物破壊(電線切断・建物)4件, 拘留者の奪還を図る3件, 兇器使用(鎌斧・投石)3件, 放火3件, 兵器奪取2件, 市場で暴行1件, 篝火示威1件(忠清南道), 官憲に暴行12件と多様化している。「騷擾」「暴民」「暴徒」と規定されたものは28件にのぼった。運動の規模は1,000名を超えるものが34件にものほり, 最大のものは京畿道水原・軍浦場・烏山・楊平郡内・竜仁郡内2カ所の6,000人, 平安北道南市(車輦館四方)の5,000人, 咸鏡北道花台の5,000人である。

第Ⅲ期は襲撃対象が憲兵襲撃20件, 警察襲撃13件, 面事務所襲撃9件, 郵便局襲撃5件, 税関監視所・官公署2件, 屠獸場, 商店, 「親日派」とされる人の家, 民家もそれぞれ1件ずつでさらに多様化している。実践内容は官憲に暴行(歩哨・憲兵)5件, 留置人奪還4件, 器物破壊(民家・商店・駐在所)5件, 兇器使用(拳銃・棍棒・鎌斧)5件, 放火4件, 検挙への抵抗3件, 投石2件, 電線切断2件, 山上で篝火・烽火2件, 兵器奪取, 決死団の結成がそれぞれ1件である。「騷擾」「暴民」「暴徒」「暴動」と規定されたものは43件にのぼった。運動の規模は1,000名を超えるものが27件, 最大のものは平安北道大館の8,000人, 定州の4,000人, 黄海道金川の4,000人, 京畿道安城郡の4,000人, 忠清南道礼山の4,000人である。

従来から指摘されてきたように、第Ⅱ期、第Ⅲ期になるほど襲撃対象が広がり、実践内容も兵器奪取や放火、器物破壊などが増え、三南地域では山上篝火など伝統的作法に則った運動も見られるようになることがここからもわかる。「騒擾」「暴動」と規定される内容も増えており、これは発砲案件になる。また、白丁への差別の紛出(屠獸場襲撃)、憲兵と仲の良い朝鮮人民家への放火など、朝鮮社会内の矛盾・対立が植民地支配からの独立を求める「非日常的」な空間の中で浮上し、それが暴力実践へと発展していることも興味深い。

ただし、第Ⅰ期においても、平安道や黄海道を中心に大規模な運動は存在し、軍隊や憲兵・警察と激しく衝突するケースが多く見られる。従来の研究で強調されがちな「穏健な手段による取締」という第Ⅰ期のイメージは修正される必要がある。他方で、憲兵と警察への襲撃は第Ⅱ期がピークであり、これは前記した兎島憲兵隊司令官の危機意識と合致する。

次に、②であるが、当時の朝鮮軍は以下のような1個師団半の構成であった。

第19師団(司令部:羅南)

歩兵第73連隊(羅南):鍾城・穩城・黄波鎮・慶源・新乾面・古乾原・古邑・茂山

歩兵第74連隊(咸興):甲山・三水・普天堡・厚昌・慈城・江界・長津・陽徳ほか12カ所

歩兵第77連隊(平壤):楚山・新義州・義州・昌城・碧洞

歩兵第78連隊(竜山)

騎兵第27連隊・野戦砲兵第25連隊・工兵第15大隊(咸興)

歩兵第40旅団(司令部:竜山)

歩兵第79連隊(竜山):洪用・水原・利川・原州・寧越付近

歩兵第80連隊(大邱):釜山⁽⁶¹⁾

当時の朝鮮軍は陸軍の大陸構想に基づいて、図満江沿いのロシアとの国境地帯に重点的に配置されていた。大隈内閣時に朝鮮での2個師団は正式決定していたが(1915年12月)、三・一運動時に第20師団はまだ成立していなかった(歩兵第39旅団の編成途上)。

第Ⅰ期を見ると、全26件のうち、20件で歩兵が各駐屯地から派遣されており、特に歩兵第77連隊からの派遣が目立つ。これは平安南北道で運動が激しかったことと関連する。また、そのうち18件が歩兵10名以上の規模であり、最も多いものは咸興で将校以下100名にのぼった(歩兵第74連隊)。第Ⅱ期になると、軍隊の分散配置化が進み、歩兵第73連隊は城津、歩兵第74連隊は北青・元山、歩兵第79連隊は春川、第80連隊は忠州・太田、狸里、光州、安東・晋州に歩兵1個中隊が新配備された⁽⁶²⁾。全83件のうち35件で歩兵が派遣、そのうち10名以上の規模の派遣は16件であり分散配置の影響が出ている。とはいえ、死者が多く出た平安北道の定州(3月30日)では歩兵第77連隊から将校以下48名が派遣されるなど、大人数で派遣されているケースもまだ多い。第Ⅲ期になると、全110件のうち、61件で歩兵が各駐屯地から派遣され、そのうち10名以上の規模

(61) 「朝鮮駐劄軍配置図(1917年1月10日)」『朝鮮1』付図。

(62) 「朝鮮軍配置図(1919年3月12日)」『朝鮮1』付図。

の派遣は28件である。これも引き続き分散配置の効果であろうが、ここも北部を中心に、大人数の派遣がいくつも見られた。また、3月29日には朝鮮総督が慶尚南道南岸部の鎮海要港部司令官に「今回発セル朝鮮各地騷擾ニ対シテハ兵力ヲ以テ警務部機関ヲ援助シ速ニ鎮圧ヲ計ル方針ナリ」と派兵の要請をし⁽⁶³⁾、実際に鎮圧行動に出ている。

次に③死傷者数と④兵器使用・弾圧の関係である。死者10名以上、あるいは傷者10名以上を「大規模死傷者発生件」として定義し、以下のように整理した。

第Ⅰ期：死傷者発生件数22件／大規模死傷者発生件数7件／兵器使用4件（銃と銃剣）／鎮圧・鎮定・撃退8件／官側死傷者発生件数6件

＊特に被害の激しい場所

平安南道成川（3月4日）死者25名，傷者23名，憲兵分隊長重傷後死亡。

平安北道鉄山（3月7日）死者6名，傷者57名（うち重傷7名で危篤）。

平安南道寧遠（3月9日）死者15名，傷者38名。

平安南道孟山（3月9日～10日）死者54名，傷者13名，死者憲兵1名，重傷補助員1名。

第Ⅱ期：死傷者発生件数63件／大規模死傷者発生件数14件／兵器使用・射撃29件／鎮圧・鎮定・撃退16件／官側・日本人死傷者発生件数14件

＊特に被害の激しい場所

京畿道奉日川（3月29日）死者39名。

平安北道定州（3月30日）死者28名，傷者99名。

慶尚北道郡北（3月20日）死者21名（女性1名＋他2名は流れ弾で死亡），傷者18名。傷者
巡査1名，砲兵3名，死者内地人1名。

第Ⅲ期：死傷者発生件数96件／大規模死傷者発生件数17件／兵器使用・射撃49件／鎮圧・鎮定・撃退・軍隊協力解散23件／官側・日本人死傷者発生件数9件

＊特に被害の激しい場所

京畿道水原（4月15日）死者29名，傷者不明／「火ヲ失シ」天道教，キリスト教会堂焼失。

平安北道大館（4月6日）死者6名，傷者23名（軍隊到着前に死者約30名，傷者約60名）。

忠清南道天安並川（4月1日）死者18名，傷者43名。

このように時期別の比較をすると、死傷者発生件数は時期を重ねるごとに増大しており、軍隊の兵器使用・射撃件数も増えている。つまり、「止むなく発砲」という例外が鎮圧の現場で増大していることがはっきりとうかがえるのである。他方で、軍隊・憲兵警察による虐殺というべき多くの犠牲者が出ているのは実は第Ⅰ期が最も多い。例えば、平安南道の安州では3月2日夜の段階で長谷川総督が「軍司令官ニ必要ニ応シ平壤駐在部隊ヲ使用シ鎮圧ヲ謀ルヘク指示」し、4日には「多数ノ暴民同地憲兵分隊ヲ襲ヒ暴行ヲナシ頑強ニ抵抗セルヲ以テ憲兵ハ不得止兵器ヲ使用シ退散セシ

(63) 「日次報告（朝鮮軍司令官）」『朝鮮1』198頁。

メ」⁽⁶⁴⁾という事態が起こっている。軍隊を分散配置する前の第Ⅰ期では、現場に派遣された兵士数が小隊・中隊規模の大集団として行動し、それ以外のところでは軍隊が到着せず、憲兵が少ない人数で火器を使用した結果、双方のケースで犠牲者が多く出たのだと思われる。

つまり、長谷川朝鮮総督の3月22日付総理大臣宛電報にある「已ムヲ得ズ正当防衛上兵器ヲ使用シ為ニ多少ノ死傷者ヲ生ジタルモ、調査ニ依レバ不法ニ兵器ヲ使用シタル事実ナク」や、陸軍当局談「朝鮮兵力増加事情」(4月8日)にある「朝鮮騒擾ノ初期ニ於テハ単ニ市街地ニ於ケル単純ナル示威運動ニ過ギザリシ為警察機関ノミニ依リ、成ル可ク穏便ナル手段ヲ採リ首謀者ヲ逮捕シ群衆ヲ解散セシムル等ノ処置ニ出デタル」との主張は、初期の迫害の実態とは異なるのである。彼らにとってはこの程度の軍事的措置は「穏便」なのかもしれないが、鎮圧の初期は万事穏便であったかのような記述は史料に対する批判が欠落しており、訂正されなければならないであろう。

(2) 植民地戦争としての兵器使用・殺戮

次に兵器使用と殺戮について検討しよう。死者が発生しているケースで、運動形態と軍隊・憲兵警察側の兵器使用の関わりについて整理してみると、第Ⅰ期は最も多いのが憲兵への襲撃(7件)であり、棍棒と斧を所持した憲兵襲撃に対する措置では多くの犠牲者が出ている(成川)。憲兵側に死傷者が出た場合も報復措置のように大きな犠牲が出ている(孟山)。その次が警察署襲撃(6件)で、上等兵殺害、憲兵補助員の殺害と自宅放火があったケースでは苛酷な殺害が起こっている(沙川)。単に官憲への反抗、制止を受け入れない、不穏の兆だけで民衆を殺害しているケースもある。3月10日咸鏡南道端川のケースは1,000名の群衆が「集合し不穏」なだけで死者6名、傷者8名の犠牲が出ているが、友邦協会工藤三次郎の回顧によれば、「隣の端川郡で、憲兵隊が慌てて発砲しちゃったんですね。それがためにそこで暴動が起きて、多少の死傷者を出した」⁽⁶⁵⁾のだという。

第Ⅱ期も憲兵への襲撃が最も多く(29件)、その中で10件も兵器が使用されている。次が警察官駐在所襲撃(16件)で発砲は2件ある。面事務所襲撃(4件)においても発砲2件あり、凶器を携えての襲撃では多くの犠牲者が発生している(定州)。郵便局襲撃でも死者が出ている(4件)。これらの多くは「騒擾」「暴民」と規定されており(27件)、軍隊にとってこの規定は「発砲やむなし」を内包していると言って差し支えない。ただし、第Ⅰ期と同様、軍官憲に抵抗しただけで多くの犠牲者が出ている(安東死者15名/郡北死者21名)。示威運動(2件)、群衆不穏(1件)でも死者が出ている。「やむなく」発砲の定義はかくもあいまいである。

第Ⅲ期も憲兵への襲撃(19件)が最も多く、6件発砲しているが、平安北道昌城や、ほかにも郵便局・面事務所を襲撃、電線を切断した忠清南道並川で多くの犠牲者を出している。そして、次に多いのが「不明」13件であり、その中には多くの犠牲者を出した大館が含まれる。巡查駐在所襲撃は11件(発砲3件)、面事務所攻撃6件、郵便局襲撃2件、官公署攻撃1件、税関監視所放火1件と続く。器物破壊5件、電線切断2件、官憲襲撃7件も死者が出ている。騒擾・暴動と規定されているものは43件に及び、その中には水原虐殺が含まれる。

(64) 「日次報告(朝鮮軍司令官)』『朝鮮1』92頁。

(65) 「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録4——民族運動と「治安」対策』『東洋文化研究』第5号、2003年3月、367頁。

興味深いのは、前述した忠清道における伝統的な民乱や、伝統的な身分差別意識の発露としての屠獸場放火でも発砲によって犠牲者が出ていることである。山上での烽火示威は2件あるが、いずれも死者が発生している。こうした民衆運動の祝祭的な習俗や差別が、官憲側にとっては大きな騷擾に至る危険なものと戦慄的に捉えられ、苛酷な弾圧を行ったと推測できるのである。

代表的な虐殺事件はすでに多くの研究があるので触れない。その実態を考えるうえで重要なのは、原敬の言う、表面上「極メテ輕微ナル問題」と扱い、裏面で「嚴重ナル処置」に出るという統治者の発想である。姜在彦氏がすでにこのような原の姿勢と日本側の「控えめな数字」の結びつきについて指摘しているが⁽⁶⁶⁾、実際、米国キリスト教会連合協議会の「朝鮮の状況に関する報告」の中の「公判に互る報告書の一部（証拠書類X X VI）（1919年4月24日）」の中には、官庁の記録について、「警察側の死傷者数の報告は疑いなく正しいが、朝鮮人の死傷者数のほうは、実情に比べ全然少ないし、死傷したと公的に知られたものを記録しているにすぎず、暗い村道での見境ない射撃で死傷した人々を含めてはいない」⁽⁶⁷⁾とある。

また、本報告の中には以下のような記述もある。

「朝鮮憲兵隊副司令の地位にあった前田大佐は次のように主張している。3月30日までに、警察の報告は、警官と憲兵が武力を行使したのは38カ所であると指摘しており、更に、これらのすべての場合に、暴行をはじめたのは朝鮮人であったこと、警官と憲兵は数が少なく、大抵数百人乃至数千人の朝鮮人に対し3、4人にすぎなかったため、彼等自身と政府の財産を破壊から守る必要があったのだと。すなわち、必要以上の暴力を用いられていないというのが彼の言い分であった。これに対する答としては、外国人の目撃した場合に関する限りすべて、朝鮮人の示威者達は、警官のでたらめな残虐行為に激怒させられるまでは、暴力をさしひかえていた。（中略）（警察と憲兵が）暴力的な手段を用いる必要性が全く無くなった最近でさえ、村々の焼打ちや村民の大殺戮が行われたということを書けば十分であろう。警察はこれを懲罰と見なすかもしれないが、必要、自己防衛などの口実のもとにこれを正当化することはできない。」⁽⁶⁸⁾

ここで興味深いのは、憲兵隊副司令官が、武力行使を常に「正当防衛」と位置づけ、多人数の民衆に対し「政府と財産」を守るために「必要な暴力」であったと主張している点と、村落焼夷や無差別殺戮が「懲罰」的行動なのではないかと見られている点である。朝鮮三・一運動の弾圧全体にこのような傾向が見られることは本稿の分析や先行研究でも明らかであるが、虐殺が「やむなく発砲」という例外論や「正当防衛」論によって正当化され、村落焼夷・無差別殺戮が「懲罰」（「膺懲」）論によって正当化されるのは、抗日義兵戦争での日本軍・憲兵隊による虐殺と全く同じである⁽⁶⁹⁾。

(66) 姜在彦「1919年の三・一朝鮮独立運動」『季刊三千里』17号、1979年2月、35頁。

(67) 「朝鮮の状況に関する報告」『朝鮮2』397頁。

(68) 同上、396-397頁。

(69) この点については、拙稿前掲書の中の「第6章 義兵戦争と憲兵補助員制度の確立」を参照されたい。なお、義兵戦争における武器使用恒常化をめぐる問題については別稿での改めての論述を準備中である。

さらに、朝鮮総督らは虐殺実態の隠蔽・改竄を行っている。かの水原の提岩里での虐殺事件について、長谷川総督は1919年5月発総理大臣宛電報で、「水原事件ニ関シ宣教師代表者来訪ノ際彼等ニ対シ遺憾ノ意ヲ表シタルハ事実ナルモ虐殺ヲ認メタルニアラス、右事件ハ兵士ガ人民ノ反抗ニ対シ止ムヲ得ズ取リタル措置ナルモ、当時ノ責任者ニシテ一層ノ注意ヲ払ヒタランニハスル事態ヲ生セサル可シト認メタルノミニ付責任者ヲ適当処罰シタル旨語リタルニ過ギス」⁽⁷⁰⁾と述べている。このような態度決定のプロセスについて、宇都宮太郎日記を見ると、4月18日に宇都宮は児島警務総長、浄法寺師団長、大野参謀長、山本参謀と議論して、事実を事実として処分すれば簡単だけれども、これでは「外国人等に虐殺放火を自認することと為り、帝国の立場は甚しく不利益と為り、一面には鮮内の暴民を増長せしめ、且つ鎮圧に従事しつつある将卒に疑惑の念を生ぜしむるの不利ある」ので、「抵抗したるを以て殺戮したるものとして、虐殺放火等は認めざることに決し」、19日早朝には総督と政務総監の承諾を得たとある。しかし、総督から再び会合の要請があり、「今周知の事を全部否認するは却って不利なる無らん乎、其幾分は過失を認めて行政処分にても為し置くこと得策にはあらざる乎」ということで、20日に提岩里事件善後策を再議し、「虐殺、放火は飽くまで否認し、唯だ鎮圧の手段方法其当を得ざりしものとして重謹慎（大隊長にて20日、連隊長にて加罰10日、計30日）に処すること」で決定したのである⁽⁷¹⁾。これはあまりに軽い刑罰である。

運動が収束していく4月後半以降、総督府警務局は民情調査（「騒擾事件ニ関スル民情彙報」（～7月））を行っている。その第3報（4月18日）によると、ソウルでは「鎮圧ニ関シテモ多数ノ軍隊ヲ増派シ、恰モ台湾ノ生蕃ヲ討滅スルガ如ク朝鮮人ヲモ滅亡セシメントスルハ、吾人朝鮮人ヲシテ益反抗ノ念ヲ深カラシムルモノニシテ、必ズシモ策ノ得タルモノニアラス」⁽⁷²⁾と云う者がいたという。また、第4報（4月19日）では、平安北道昌城、朔州地方で「暴民ニ対シ憲兵及守備兵ガ兵器ヲ使用シタル以来、天道教徒及耶蘇教信者ハ甚シク恐怖シ居タルガ偶々楚山守備隊ニ赴ク兵80名通過セシヨリ一尽畏怖シ、天道教徒ハ殆ンド全部耶蘇教徒ハ過半数又対岸支那地ニ逃避セリ」⁽⁷³⁾とある。第9報（4月28日）には、忠清南道で「事件勃発以来高圧の手段ヲ採リタル結果、何等見ルベキ思想ナキ一般部落民間ニ於テハ近時官憲ニ対シ頗ル従順ノ態度ヲ持シ」⁽⁷⁴⁾との傾向が見られる一方、慶尚北道で「軍隊ノ増派ニ関シテハ今ヤ管内一般ニ周知セラレ、今後騒擾ニ加担シ妄動スルガ如キコトアラバ、往年暴徒鎮圧当時ニ於ケルト同様軍隊ハ武器ヲ使用シ断乎タル処置ニ出テ殺戮セラルルニ至ルベシトテ著シク畏怖ノ念抱ク者多ク」⁽⁷⁵⁾と、「威圧」による沈黙であることを想像させる報告がある。実際、第6報（4月22日）では、黄海道で「一時ハ鎮静スルコトヲ得ルモ彼等ノ心理状態ハ容易ニ教化セザルベク却テ従前ノ通り守備隊ヲ配置スルノ要アリ」⁽⁷⁶⁾との声が内地人から出ていた。運動終息後の、こうした朝鮮社会と総督府側、在朝日本人のあいだの「静かな対立」

(70) 『朝鮮 1』274 頁。

(71) 『宇都宮太郎日記 3』245-246 頁。

(72) 「騒擾事件ニ関スル民情彙報第 3 号」『朝鮮 1』391 頁。

(73) 「同上第 4 報」『朝鮮 1』393 頁。

(74) 「同上第 9 報」『朝鮮 1』402 頁。

(75) 同上、403 頁。

(76) 「同上第 6 報」『朝鮮 1』396 頁。

はこの後も続くのであって、そこに軍隊と強力な警察による「威圧」の必要性が後者によって説かれ続けるのである。これも植民地防衛戦争の体制を維持・再編していく背景の一つであろう。

おわりに——植民地戦争の中の朝鮮三・一独立運動

ここまで三・一独立運動弾圧政策の展開とその全体的・地域的特徴、軍隊・憲兵警察による迫害の様相、暴力発動の性格と主導層の意思決定過程を浮き彫りにし、これが植民地（征服／防衛）戦争としての性格を持つものであることを論じてきた。

そのうえで、最後に論じておきたいのは2点である。一つ目は日本の朝鮮支配者についての「強硬」＝武断派、「穏健」＝文治派という二項対立的図式の問題である。こうした点についてはこれまで伊藤博文と寺内正毅などの捉え方を中心に論じられてきたが、三・一運動に関わって取り上げたのは宇都宮太郎朝鮮軍司令官の評価に関わる問題である。陸軍内の上原派、反長州閥の中心人物として知られる宇都宮に対する評価は朝鮮に理解があったとして相対的に高く、武断政治から文化政治への警察制度転換の構想を長文の意見書「朝鮮時局管見」の中で示していた⁽⁷⁷⁾ことも強調される点である。また、宇都宮が早くから「日鮮・日支等の同化合同共存の精神」を示し、三・一運動前には朝鮮人部隊編成の提言、朝鮮軍人の処遇改善を訴えていたことや⁽⁷⁸⁾、三・一運動の発生原因に「無理に強行したる併合」、朝鮮人に対する差別に求めていることも指摘されている。

それゆえに、坂野潤治氏は韓国併合の誤りに気が付いていた、「史実を曲げずに日本近代史に誇りを持たせる」人物として評価する⁽⁷⁹⁾。金原左門氏も「自治植民地論」に立った冷静でかつ客観的な人物であるとする⁽⁸⁰⁾。しかし、このような評価は朝鮮史側からの観点を無視した英雄顕彰史観であると言わざるをえない。本稿で述べたように、宇都宮は三・一運動に対する軍事的措置という点においては、初期から最も強硬な軍隊派遣、一気の鎮圧を主張していた。宇都宮は第Ⅱ期・第Ⅲ期になって「強硬姿勢への方針転換」をしたのではない⁽⁸¹⁾。

また、宇都宮は開化派人士（兪吉濬）らとの親交が指摘されている。しかし、1907年7月25日、ハーグ密使事件後に宇都宮の元に亡命朝鮮人士（兪ら6名）が訪ねてきた際も、「朝鮮今日の運命は已を得ざるも彼らの立場に対しては同情の至に禁へず。我等の私交は私交なり国事は国事なり」「日本に反抗の旗を挙げらるゝも勿論勝手なり。余は亦た余が国の為めに兵馬の間に諸君と相見ゆべきなり」⁽⁸²⁾と書いている。「韓国併合」後の日記においても（1910年8月29日付）、「問題真実の答解は、此形式的の条約より、寧ろ今後の統治の実績に在り」と述べる一方で、「神代よりの問題解決慶賀の至なり。之れが為めに斃れたる幾多の志士も為めに瞑すべきなり」⁽⁸³⁾と述べている。

(77) 例えば松田利彦、前掲書 240-241 頁。

(78) 宮本正明・吉良芳恵「第3巻解題 大正時代中期の宇都宮太郎」『宇都宮太郎日記3』。

(79) 「史実を曲げずに日本近代史に誇りを持たせる」『中央公論』2002年9月。

(80) 金原左門「三・一運動と日本」『朝鮮史研究会論文集』1980年、135頁。

(81) 前掲「大正時代中期の宇都宮太郎」21頁。

(82) 『日本陸軍とアジア政策——陸軍大将宇都宮太郎日記1』岩波書店、2007年、129-130頁。

(83) 同上、365頁。

つまり、宇都宮こそ、「親日派」育成と民族運動の徹底的「膺懲」という、日本の典型的な植民地主義者（「表面」としての「文治」と「裏面（実態）」としての「武断」）であるということである。これは伊藤博文が義兵戦争での徹底的弾圧における責任者（統監の統帥権）でありながら、表面的に一部の親日エリート層としか共鳴しえない「自治育成」政策を掲げたことに通じるものである。

二つ目としては、「無差別殺戮」に至るプロセスと人脈・組織に見る、東学農民戦争、義兵戦争からの継続性と共通点である。人脈・組織についてはここで論じる余裕はないが、前者については本稿で、朝鮮総督・朝鮮軍司令官による「強硬措置」の決定と訓示→無差別暴力の発生→外の目を気にしての「表面」の抑制と「裏面」（現場）での強硬措置の貫徹→軍隊・憲兵警察の迫害行為を処罰しない、事件の隠蔽・正当化・書き替え、という形で展開されることがわかった。このプロセスは「虐殺の発生」に対する根本的な反省を生み出さないために、こののちも間島虐殺、関東大震災の朝鮮人虐殺と繰り返されることになる。それは「民衆の暴力が過激化」したから「やむなく」強硬措置が行われたのではない。実態はその逆である。

それだけではない。東学農民戦争、日露戦争時の対民衆迫害、抗日義兵戦争でも同じことが繰り返されてきた。東学農民戦争でのジェノサイドは、広島大本営川上操六兵站総監の「ことごとく殺戮すべし」の電信（大本営秘密命令）と、日本の駐韓公使井上馨が伊藤総理に殲滅部隊の派兵要請をしたことに始まる。後備歩兵1個大隊+後備歩兵第19大隊（3個中隊）による「掃討」は国際法も朝鮮の刑法も意に介さない、文字どおりの「殲滅戦」⁽⁸⁴⁾であった。日露戦争時は長谷川好道軍司令官の各部隊長への訓示（1904年10月21日）「軍事上ニ及ホスモノニ至リテハ毫モ仮借スル所ナク、之ヲ鎮圧ノ手段ヲ取ルヘキ」⁽⁸⁵⁾から始まり、軍律に基づいて朝鮮民衆を処罰した。義兵戦争は伊藤統監による「我兵力を使用せらるることに決定」と、長谷川軍司令官の「将来を考慮」した「猛烈ニ膺懲的討伐ヲ施スヘキ必要」（1907年8月18日）という観点に立った一般民衆への告示（1907年9月8日）によって、義兵の「無根拠地」化のために、村落連座制の無差別暴力（村落焼夷・虐殺・掃討・性暴力）をしたことに始まる。そこでは「捕虜」に対する軍司令官の「令達」として、「已むを得ずして生じたる捕虜（成るべく捕虜とする以前に於いて適宜処分すべし）」⁽⁸⁶⁾とされたのである。ここでは捕虜の銃殺と村落焼夷が常に恒常化するとともに正当化されることになった⁽⁸⁷⁾。こうした行為は今後、植民地支配責任の中に位置づけられて議論される必要があろう。

こうした植民地征服戦争の過程では、ほかにも帰順者政策、自衛団の設置と「親日派」育成、朝鮮人憲兵補助員・巡査（補）の導入という政策が行われ、朝鮮社会内の分断が加速した。こうした点について三・一運動の弾圧を分析することが今回はできなかった。この点が大きな課題である。

（しん・ちゃんう 法政大学社会学部教授）

(84) 井上勝生『明治日本の植民地支配』岩波書店、2013年。

(85) 韓国駐劄憲兵隊「朝鮮憲兵隊歴史1巻」（『(中央)部隊歴史連隊』515、防衛省防衛研修所図書館所蔵）。

(86) 歩兵第14連隊『陣中日誌I』135頁。

(87) この点についても別稿で論じる予定である。